#### 米軍のアフガニスタン攻撃と国際法

9・11から1カ月弱が経った2001年10月7日に 米国などはアフガニスタンに対する大規模な軍事 活動を開始した。その結果、同年11月13日にカブー ルが陥落し、12月22日に国連による援助の下でハ メッド・カルザイ (Karzai Hamid) を大統領とす る新政権がアフガニスタンで樹立された。(24) 9・ 11を導火線とするアフガニスタンという国家への 本格的軍事行動、果ては (タリバン) 現体制の打 倒と新政権の樹立は、戦争と武力行使が違法化さ れている現代国際法の下で正当化できるのか。こ の1年間、国際法学者はこれをめぐる活発な議論 を行ってきた。論点を大別するとおよそ次の三つ に分けられよう。(1)米国の軍事行動のきっか けとなった9・11自体をどのように「定義」ない し「性格づけ」するかという「現状」をめぐる論 争。(2)米軍らの軍事行為をどう評価するかと いう「行動」をめぐる論争。(3)拘束されたア ルカイダ兵士をどう扱うべきか、一種の「戦後処 理」ともいえる問題をめぐる論争である。

#### (1) 9・11をどう定義すべきなのか

周知の通り、9・11事件直後にブッシュ大統領は事件を「戦争行為だ」、「新しい戦争だ」といった表現で容疑者達を猛烈に非難していた。国際法学者は大統領の反応の政治的正当さを理解しつつも、(25)事件の法的性格付けについては次のように多様さを見せた。(a)国内犯罪説。すなわち、9・11事件は手段の残忍さと被害規模の大きさのいずれにおいてもかつてないことであるが、基本的にテロ規制条約などの国際法が禁止し、その処罰が各国の国内法に委ねる「国内犯罪行為」に該当する。(25)(b)「国際犯罪」または「国際社会の公序に対する破壊」説。この説の前者によれば、ハイジャックされた民間航空機を武器として数千に上る人命の犠牲をもたらしたことは国際法上の「人道に対する罪」にあたる。(27)後者の見解によ

れば、9・11事件は世界各地で発生していたこれまでのテロとは違い、その狙いがある種の具体的政策の変更だけにあるのではなく、事件の企図、規模、更にそのもたらした影響からいえば、「世界公序」をなす社会的、経済的構造と価値を破壊するものである。<sup>(28)</sup> (c)「戦争」行為または「武力攻撃」説。民間人の大量犠牲をもたらしたこのテロ行為は国連憲章第51条に規定された意味での「武力攻撃」と同一視できるので、事件を既に米国に対する武力攻撃がなされたものと見なしうる。<sup>(29)</sup>

いずれの説も9・11を考える上で有意義な視角 を提示してくれるものの、十分説得的であるとは 言いがたい。まず (a) についていえば、これだ け残忍な手段と大きな被害をもたらした事件だか ら、それを現行のテロ規制法体制に位置づけるだ けで適切なのかといった批判はやはり避けられな いであろう。(30) 手段と被害規模における前例のな さをより重視して事件を (b) 説のように「国際 犯罪」と捉えれば、各国の国際刑法による処罰と は関わりなく、国際法に基づき直接に犯罪を処罰 することができるという大きなメリットがある。 しかし、国際法における「国際犯罪」という概念 の形成過程と、事件が発生して以降国連がとった 対応のいずれをみても、9・11をストレートに国 際法上の「国際犯罪」と位置づけるのは困難であ る。(c) 説は被害国である米国が「反撃」を行 う上で好都合であるが、9月11日の時点で(仮に 容疑者 = アル・カイダという図式が成立しても) 交戦団体の地位すら有さない非国家グループと米 国の間にそもそも「戦争」または「武力攻撃」と いう状態になりうるのか、(31) といった国際法の基 本的概念理解の問題をはじめ、下記(2)で言及 される多くの疑問点を抱えることになるのである。

#### (2) 米国の軍事行動の当否

9・11事件の翌日に国連安保理は早速決議1368

を採択した。同決議の「前文」において安保理は 「憲章に従って個別的または集団的自衛の固有の 権利を認識し (recognizing)」という形で自衛権 に言及した。これに続いて同月28日に採択された 決議1373の「前文」も「決議1368 (2001) におい て改めて表明された通り、国際連合憲章によって 認められた個別的または集団的自衛の固有の権利 を再確認 (reaffirming) し」という形で再び自衛 権に言及した。他方、9月12日に発表されたNA TOの宣言も、9月11日の攻撃が外国から米国に 対してなされたものと決定されれば、一国に対す る攻撃が他の全てのNATO加盟国に対するものと 見なすと定められている北大西洋条約(ワシント ン条約)の第5条に該当するといった内容の声明 を発表し、集団的自衛権に基づく米国への援助を 仄めかした。(32) 同10月2日にNATO事務総長は再 度声明を発表し、米国からの情報提供により、9 月11日の攻撃が北大西洋条約第5条の定める行為 に該当すると決定したと述べ、集団的自衛権に基 づく米国への支援を明確にした。(33) 米国自身は上 記のように事件直後の大統領による「戦争行為だ」 の表現に代わって、同年10月7日に国連安保理へ 提出した公式文書に、「国際連合憲章の第51条に 従って……アメリカ合衆国政府は他の国と共に 個別的または集団的固有の権利を行使する行動を 開始した」と述べ、アフガニスタンに対する軍事 行動を明確に自衛権の行使と位置づけていたので ある。(34) このような自衛権の行使と称した米軍の 行動は果たして国際法上正当化出来るのか。問題 点の検討に立ち入る前に、まず、国際法における 自衛権の位置づけを確認しておこう。

伝統的国際法は戦争も国際法の容認する一部分という前提の下で、大きく「平時国際法」と「戦時国際法」とに分けられてきたが、20世紀に入ってから、1907年の「契約上の債務回収の為にする兵力の使用の制限に関する条約」を起点として国際法における「戦争」の位置づけが大きく動揺し

始めた。その後、第一次世界大戦後の国際連盟規 約、1928年の不戦条約、1945年の国連憲章を経て、 国際法は戦争は勿論「あらゆる武力の行使」が違 法とされるという大きな構造転換を遂げるように なった。(35) 今日、国際法の下で許容される「力の 行使」は基本的に次のものに限られている。第一 に、「集団安全保障」措置の一環として国連憲章 第7章第42条に定められる国連安保理の「軍事的 強制装措置」または第8章に規定され、安保理の 許可が必要とされる「地域的活動」である。第二 に、個別国家または国家グループにとって国連憲 章第51条に規定される個別的または集団的自衛権 の発動である。戦争または武力の行使が違法化さ れている現在、自衛権は国家または国家グループ にとって大変重要視されがちであるが、その行使 について厳しい条件が設けられている。憲章では 自衛権の発動は国連加盟国に対する「武力攻撃が 発生した場合」に、「「安全保障理事会が国際の平 和及び安全の維持に必要な措置を取るまでの間」 に限定され、行使される場合には「直ちに安全保 障理事会に報告しなければならない」ことにもなっ ている。また、これまで確立された自衛権行使の 要件として、「緊急性」と「均衡性」が常に強調 されている。即ち、自衛権が行使される場合は違 法な侵害に対する反撃としてほかの措置をとるこ とが出来ない緊急やむをえない状況でなければな らない、そして、その侵害に対して取られる反撃 の措置は攻撃を排除するために必要な限度に限ら れ、かつ攻撃の程度と均衡の取れたものでなけれ ばならない。(36)

このような国際法における戦争または武力行使 の違法化という大前提と、その例外として自衛権 の行使が許容されうるという小前提を踏まえて米 軍のアフガニスタン攻撃を考える場合、少なくと も次のような問題が浮上してくる。

第一に、前記9・11事件の「定義」ないし「性格付け」とも関係することだが、自衛権行使批判

論者の意見は次のように集約できる。自衛権行使 の前提とされる「武力攻撃」があったか否か。こ の問題は更に二つの側面が含まれている。一つは、 正に客観的「武力攻撃」という事実が生じていた のかという問題である。従来、国際法上の「武力 攻撃」は基本的に国家間の軍事対立を想定してい る。この前提から考える場合、9・11で米国が 「被害」を被ったことは間違いないが、国際法の 意味での「武力」による「攻撃」を受けたかとい う疑問が残る。もう一つは、米国の「反撃」を誘 発した元の攻撃「主体」が誰なのかという問題で ある。米軍の行動がアフガニスタン政府または同 国に向けられたのであるから、容疑者グループの テロ行為=アルカイダのテロ行為=アフガニスタ ン国家の「攻撃」であるという図式が成立しなけ ればならない。国家とあるテロ集団との関係は程 度によって当該国家の「国家責任」問題として追 及されるが、ある集団のテロ行為 = 「攻撃」 = 国 家の「攻撃」と断定できない限り、かかる国家に 対して自衛権を発動できない。上記のように2001 年10月2日にNATOが集団的自衛権を発動する上 で既に米国からの十分な情報提供を受けたとの発 表があったが、現在に至っても9・11事件容疑者 の行動=アフガニスタン国の行為だということが 論証されていないままである。これに対して、賛 成論者は攻撃の発生が自衛権行使における基本的 要素であることを認めるものの、自衛権行使の前 提条件ではないと主張する。彼らによれば、攻撃 と攻撃主体についての認定が基本的に個別国家の 自由裁量にある。9・11についてはNATOも国連 も米国が武力攻撃を受けたと認めてくれたので、 なおさら問題がない。攻撃者が非国家グループの 犯行であっても既に安保理から「国際的平和と安 全に対する脅威」と認定され、憲章第41、42条の 強制措置をとりうるのに、被害国による憲章第51 条の自衛権を行使できないのは不可解である、(37) ということになる。

第二に、自衛権行使における「緊急性」の問題がある。批判論者から見れば、10月7日に開始した軍事行動が「武力攻撃」の発生から既に一カ月弱も経ったので、その行動には果たして「緊急性」を認めうるだろうか。このような一カ月弱も過ぎた後の反撃は、「他に選択の余地がなく、熟慮する暇もなかった」とはいえず、寧ろ「遅延した反応」である。(38) この間、米国は国連安保理に対して憲章第41条および第42条の「強制措置」を求めることも可能だったし、そのような決議が安保理で採択される可能性も状況的に考えれば大きかった。これに対して賛成論者は、米国の直面する脅威が9・11という一回性のものではなく、持続的なものであると捉え、(38) 緊急性を認めようとする。

第三に、均衡性の問題もある。9・11で受けた被害に対して、米国の行った反撃がアフガニスタンという国家の完全制圧、果ては旧政権の崩壊と新政権の樹立であった。厳格なイスラム主義、政権の非民主性、テロリストの隠匿、安保理決議をはじめとする国際法の無視などを考えると、タリバン政権の崩壊が「政治的」に好ましいであろうが、自衛権行使における均衡性の原則が遵守されただろうか(40)という大きな法律問題が残されている。米国の研究者を中心とする自衛権行使擁護論者の中ではこの点について答える者が大変少ないように見受けられる。

第四に、集団安全保障措置との関係。既に述べたように自衛権があくまで集団安全保障措置の一例外として位置づけられているので、それを行使するに当たって当然国連安保理との関係を無視することは出来ない。自衛権の発動が「安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持に必要な措置を取るまでの間」に限定され、行使される場合に「直ちに安全保障理事会に報告しなければならない」。批判論者から見れば、決議1368と1371が共にテロを「国際社会の平和と安全に対する脅威」と認定したことは安保理が自ら集団行動を取る意

志を表明したものであり、従って、個別国家による自衛権行使の余地がなくなった。(41) これに対して、賛成論者は、憲章第51条の自衛権が決議1368の採択後もその行使が停止されるのではなく、寧ろ集団安全保障措置が固有の自衛権を補助し、かつそれと共存するのであって、安保理が国際的平和と安全を回復する効果を持つ更なる集団措置を講じるまで、自衛権は存続し続ける。(42)

このように、自衛権をめぐる活発な議論が行われ、未だに終わっていないが、国際法上確立されている自衛権従来の立場から見ると、賛成論者達の解釈は自衛権の基本的考えから「逸脱」するぐらい「緩やか」で、「大胆」であるといわざるをえない。

#### (3) 国際人道法・武力紛争法の問題

国際法上、ある戦争は起こされたこと自体が違 法か否かとは別に、戦争が一旦始まると、戦闘方 法、捕虜の扱い、非軍事目標に対する保護など、 いわば「どのように戦う」のかと「どのように保 護する」のかに関する国際法のルールが適用され る。これらのルールは今日総じて「国際人道法」 または「武力紛争法」と呼ばれる。他の国際法ルー ルと同様に「国際人道法」・「武力紛争法」も基本 的に国家間の武力紛争に適用されるものであるが、 現在、内戦における国家と反徒、植民地の独立運 動における施政国と民族解放団体、長期化した国 内紛争における「武装集団」同士などの関係に見 られるように「非国家主体」への適用も行われて いる。(43) アフガニスタンにおける米国などの軍事 行動は上記のようにそれ自体が国際法上正当化で きる否かという問題を抱えていると同時に、「国 際人道法」・「武力紛争法」上の問題も惹起し、そ れが特に次の二つの側面に現れている。

一つは、攻撃方法や特定兵器の使用規制に関するものである。米軍は地理を熟知し、過酷な環境 に慣れているアルカイダ兵士を徹底的に殲滅また 捜索、逮捕するため、デージーカッターなど極めて大きな破壊力をもつ新型兵器がどんどん投入されていたと伝えられている。これは不必要な苦痛を与えることが禁止されている「陸戦の法規慣例に関する条約」付属書(第23条)をはじめ、武力紛争法に違反する可能性が大きいと指摘されている。(44)

もう一つは、拘束されたアルカイダ兵士の扱い の問題である。アフガニスタンで捕えられたアル カイダ兵士がキューバのグァンタナモ米軍基地に 運ばれる際または運ばれた後、目隠しされたり、 手錠をかけられたりといった姿が一時期マスメディ アにより報道され、国際法、国際人道法、とりわ け「捕虜の待遇に関する1949年8月12日のジュネー ブ条約 (第3条約)」との関係が大きくクローズ アップされた。同条約は身体の切断・科学的実験・ 暴行・侮辱・報復措置の禁止、身体・名誉の尊重、 給養と医療の無償供給、人種・国籍・宗教的信条 などによる差別待遇の禁止、女性に対する特別配 慮など、捕虜について身体から精神に至るまで詳 細な保護規定を設けている。条約はこうした詳細 の規定を通じて捕虜が「常に人道的に待遇」され ることの実現を目指している。拘留国は捕虜の保 護に当たって「重大な違反行為」があれば、国際 人道法の違反として処罰されることになる。

米国政府はアルカイダ兵士を「不法戦闘員 (unlawful combatants)」または「戦場拘留者 (battlefield detainees) と呼び、国際法における「捕虜」の資格を与えない態度を示したが、(45) 国際人道法、とりわけジュネーブ条約関係規定の遵守をするようアムネスティー・インターナショナル、国際赤十字などからの抗議と要請を受けている。(46) 武力紛争法に対するアルカイダ兵士達自身の無視ぶりを重く見て、国際法学者の中でも彼らに「捕虜」資格を付与することに批判的な声があるが、(47) 藤田久一氏によれば、アフガニスタンにおける軍事行動が「国際武力紛争」として認めら

れ、アルカイダ兵士が組織と活動の両方においてタリバン政権の一部として見なしうるならば、彼らにも基本的に捕虜資格を与えなければならない。(48) 米軍のアフガニスタンにおける大規模な軍事行動は終了したが、この「戦後」問題はいまでも解決されていない。現在、米国は大統領軍事命令に基づき、特別軍事裁判所 (Military Commissions) でこれらの者に対する裁きを進めているが、ここでも国際人道法、そして国際人権法上の問題が惹起しうる (49)ので、引き続きこの問題に留意する必要があろう。

#### テロ防止、根絶における国際法の行方

以上、テロ規制の国際法と9・11が惹起する国際法上の諸問題の輪郭を見てきた。これまでの検討から、9・11はテロ規制の分野に止まらず、自衛権・集団的自衛権、国際人道法・武力紛争法、国連の集団安全保障体制などにも多大な影響をもたらし、「戦争の違法化」を根幹とする現代国際法が重大な岐路に立たされている、と述べることが出来よう。(50) 一方、9・11以降の国際社会の現状は「はじめに」にも述べたように、「テロのグローバル化」が一層色濃く現れてきている。増え続けるテロ現象に対して、国際法はいかなる役割を果たすことが出来るのか。筆者は次の3点を述べ、締めくくりとしたい。

第一に、国連安保理がより積極的に機能することが重要である。9・11を含め、現在大規模なテロ行為が既に国連安保理から「国際社会の平和と安全に対する脅威」と見なされるようになっている。国際社会の平和と安全の維持は国連憲章の第一目的であり、かかる「維持」に関して安保理に第一義的責任が任されている。これまでテロの対応をめぐる国家間の対立がよく見られたが、9・11以降、テロの抑止、取締に関する国際社会のコンセンサスは空前に高まっている。そういう意味では、現在の安保理に憲章第7章の「強制措置」

などの形でテロの抑止、処罰に関する強力な「集団安全保障」の行動をとる合意が非常に形成しやすいといえる。個別国家または国家グループによる自衛権の発動という濫用されがちの単独行動より、安保理をめぐるこのような「好環境」がもっと重用されることになれば国際法の一層の遵守が期待できると同時に、毅然かつ効果的なテロ防止にもつながるのであろう。

第二に、国際「司法」の役割がより重視されるべきである。既に述べたように、冷戦後、ユーゴスラビアの民族紛争とルワンダの大虐殺における戦争犯罪、人道犯罪を裁くため、国際刑事裁判制度は加速度的に整備されてきた。2003年度中にも我々は初めての常設的国際刑事裁判所の設立を迎えることになるであろう。今後、少なくとも大規模なテロ犯罪の場合、容疑者の捜査、審判、処罰について、設立される国際刑事裁判所または事件ごとのアドホックな刑事裁判所をより活用すべきである。このような国際刑事裁判の役割を高めることは、国際社会における「法の支配」システムの構築または「法の下の平等」意識を深化する上で極めて大きな意味をもつものと思われる。

第三に、国際的テロ防止法体制の一層の整備が 急務である。既に述べたように13の多国間テロ防 止条約がこれまで締結されてきたが、各々は個別 分野のテロ行為を念頭に作られたため、全ての分 野におけるテロの禁止には至っていない。こうし た各条約間の法的隙間を埋め、本格的なテロ防止 法体制を築くため、法律問題を担当する国連総会 第6委員会は現在「包括的テロ防止条約」の採択 に取り組んでいる。しかし、9・11直後の2001年 秋の国連総会では、テロの定義、武力紛争法とテロ犯罪規定の関係をめぐるイスラム諸国とイスラエル・欧米との激しい対立などで長時間の議論を 重ねたものの、条約に関する合意の見込みが立っ ていない。(51) 9・11という未曾有の事件を経験し、テロの防止と取締の必要性に関するコンセンサス が高まっているものの、テロをめぐる基本的理解について隔たりが依然大きいことは浮き彫りにされた。国際社会は9・11という「負の遺産」をどのように共有し、異なる体制と文明体系に納得できる「包括的テロ防止条約」を早く採択できるのか。これは今後のテロ規制の国際法にとって急務であろう。

以上は専ら国際法の視点からの私見だが、テロ の防止と根絶に国際法を含んだ広範囲な協力が不 可欠であることはいうまでもない。「旧ユーゴス ラヴィア国際刑事裁判所」長官も務めたイタリア 出身の国際法学者カッセーゼ (A. Cassese) が述 べた(52)ように、テロを根絶するためにはそれを 生み出す温床となる社会環境自体をどのように改 善するか、といった包括的で長期的な視点と計画 が必要である。そうした長期的視点と持続的努力 を通じて、経済・文化的低開発と貧困などの不平 等を無くし、社会的正義と民主主義、政治的多元 主義を定着させることはテロの最終的除去に繋が るであろう。これらを実現するためには国家間の 一層の国際協調が必要であると共に、NGOなど 様々なレベルにおける市民の国際的連帯も益々求 められるに違いない。

#### 註

- (1) 日本国内における代表的なものとして、「世界』 2001年12月号特集(「アフガニスタン戦争」)、 2002年1月号特集(「戦争で平和は作られるの か」)、「国際問題』2002年2月号特集(「焦点: 9・11テロ攻撃と米国」)、2002年4月号特集 (「焦点:大規模テロをめぐる法と政治」)を参照 されたい。
- (2) 9・11以降、特に米国の国際法学者の間にこの ような傾向が顕著に現れている。最上敏樹「正 義と人道の法構造 何が法的な正しさを決め る 」「法律時報」2002年5月号、5-6頁、参 照。

- (3) 国際法学会編『国際関係法辞典』三省堂、1995年、569頁。
- (4) E.Chadwick, Self-Determination, Terrorism and the International Humanitarian Law of Armed Conflict, Hague, 1996, pp.2-3.
- (5) 安部浩己「『文明全体の戦い』の意味するもの」 『現代思想』2001年10月号臨時増刊、161頁。
- (6) 西井正弘「大規模国際テロと国際法」<sup>†</sup>国際問題』 2002年4月号、3-4頁。
- (7) Chadwick, supra note 4, p.2.
- (8) 本間 浩「国際法と国連・NATOの対応」『法学 セミナー』2002年2月号、37頁。
- (9) Chadwick, supra note 4, p.97.
- (10) M.O.Hudson, ed., *International Legislation*, Vol.7 (1935-37), New York, p.865.
- (11) Ibid., pp.878-893.
- (12) 小長谷和高『国際刑事裁判序説 (修正版)』2001 年、30-32頁。
- (13) See, http://untreaty.un.org/English/Terrorism.asp.
- (14) See, ibid.
- (15) 松井芳郎 『テロ、戦争、自衛 米国等のアフガニスタン攻撃を考える 』 東信堂、2002年、5-19頁、西井、前掲論文、8頁。
- (16) 松井、前掲書、11頁。
- (17) 例えば、米国のアフガニスタン攻撃に反対する「日本の憲法研究者達の緊急共同アピール (2001年10月9日)」(http://www.jca.apc.org/~kenpoweb/appeal\_jp.pdf) や日本の戦争責任問題に精力的に取り組んでいるVAWW-NETの米国によるアフガニスタン攻撃反対「緊急アピール」(http://www.labornetjp.org/labornet/Members/hirotaka/vaww-net-20010916)、社民党の「米国同時多発テロ事件に対する社民党の態度について (談話)」(http://www.5.sdp.or.jp/central/timebeing/tero0927.html) など (いずれも2002年12月10日の検索による)。
- (18) 藤田久一『国際法講義 (人権・平和)』東京大 学出版会、1994年、267頁。

- (19) 同上、271-272頁。
- (20) 冷戦後におけるこれら国際刑事裁判の詳細について、安藤泰子『国際刑事裁判所の理念』成文堂、2002年、参照。
- (21) See, http://www.un.org/law/icc/index.html.
- (22) 山本草二『国際刑事法』三省堂、1991年、7頁。
- (23) 古谷修一「国際テロにいかに対処すべきか 逮捕・裁判に関する制度の『客観化』 」『法 律時報』2002年5月号、12-13頁。
- (24) 新政権の樹立過程について、川端清隆 『アフガニスタン 国連平和維持活動と地域紛争 』 みすず書房、2002年、185-234頁、参照。
- (25) A. Pellet, "No, this is not war!", http://ejil.org/forum\_ WTC/ny-gaja.html.
- (26) 松井、前掲書、13-5頁、藤田久一「9・11大規模テロと諸国の対応 国際法秩序の危機が変容か 」『国際問題』2002年4月号、22-23頁。
- (27) F. L. Kirgis, "Terrorist attacks on the World Trade Center and the Pentagon", ASIL insights, http://www. asil.org/insights/insight77.htm; A. Cassese, "Terrorism is also disrupting some crucial legal categories of international law", http://www.ejil.org/forum; M. Robinson, statement of U.N.High Commissioner for Human Rights, http://www.un.org/news/dh/20010925. htm#28.
- (28) W. M. Reisman, "In Defense of World Public Order", American Journal of International Law (hereafter cited as AJIL.), Vol.95, No.4, 2001, p.833.
- (29) S. Mahmoudi, "Comment on Fox addendum", ASIL insights.
- (30) A. N. Pronto, "Comment", ASIL insights.
- (31) J. Paust, "Addendum: war and responses to terrorism", ASIL insights; P. M. Dupuy, "The law after the destruction of the Towers"; G. Gaja, "In what sense was there an 'armed attack'?", http://ejil.org/ forum WTC/ny-gaja.html; Pellet, supra note 25.
- (32) http://usinfo.state.gov/topical/pol/terror/01091205.

htm.

- (33) http://usinfo.state.gov/topical/pol/terror/01100205. htm.
- (34) UN., Docu., S/2001/946, October 7, 2001.
- (35) 石本泰雄『国際法の構造転換』東信堂、1998年、 1-32頁。
- (36) 田畑茂二朗「自衛権」国際法学会編『国際関係 法辞典』三省堂、1995年、375頁。
- (37) T.M.Frank, "Terrorism and the right of self-defense", AJIL. Vol.95, No.4, 2001, p.840; Kirgis, supra note 27; Paust, supra note 31; J.Cerone, "Comment: acts of war and state responsibility in 'Muddy Water': the non-state actor dilemma", ASIL insights.
- (38) Cassese, supra note 27.
- (39) Frank, supra note 37, p.840.
- (40) B.Welling Hall, "Addendum relating to self-defense", *ASIL insights*.
- (41) Dupuy, *supra* note 31; 松田竹男「国際テロリズムと自衛権 集団安全保障との関わりの中で 」『国際法外交雑誌』第101巻第3号、2002年、12-13頁。
- (42) Frank, supra note 37,p.841.
- (43) 新井 京「テロリズムと武力紛争法」『国際法外 交雑誌』第101巻第3号、2002年、123-124頁。
- (44) 藤田、前掲論文、31頁。
- (45) http://www.telegraph.co.uk/news/main.jhtml?xml=/news/2002/01/12/wtal12.xml.
- (46) http://www.icrc.org/Web/Eng/siteeng0.nsf/html/57 JR HS?OpenDocument.
- (47) 新井 京「『テロとの戦争』と武力紛争法」 『法 律時報』 2002年5月号、17-21頁。
- (48) 藤田、前掲論文、33頁。
- (49) D. A. Mundis, "The use of military commissions to prosecute individuals accused of terrorist acts", AJIL. Vol.96, No.2, 2002, pp.320-328; J. Ftizpatrick, "Jurisdiction of military commissions and the ambiguous war on terrorism", ibid. pp.345-354.

(50) 藤田、前掲論文、34-35頁。

紛争法」、131-132頁。

(51) 松井、前掲書、10頁、新井、「テロリズムと武力 (52) A. Cassese *supra* note, 25,p.8.

#### 研究ノート

## ロシア連邦とチェチェン紛争

中山 弘 正 (国際平和研究所所員)

#### はじめに

ロシア連邦のチェチェンで起っている激しく悲惨な戦争のことは、ここ数年でかなり広く知られてきていたが、2002年10月23 - 26日のモスクワ市内の劇場占拠事件で一挙に大きな国際問題となったといえよう。チェチェンでの戦争は、アメリカが積極的に進めてきた対イラク戦争準備ともからみながら、国際的な報道の舞台に一気に登場したのである。

本稿はこの劇場占拠事件とその後を一つの焦点 としつつ、近年の歴史的経過を跡づけ、チェチェ ンでの出来事について考えようとするものである。 しかし、そこでの戦争を、タイトルでは紛争とし ているのは、チェチェンの場合は、ソ連邦崩壊 (1991年) の時に、独立して国家主権をもつこと になった旧連邦構成の15共和国の場合とは異なり、 その時には、或いはそれまでは、とにもかくにも 当時 ロシア連邦 、ロシア・ソビエト 連邦社会主義共和国 の中に組み込まれた自 治共和国であったという事情に注意を喚起するた めでもある。その事情自体がむろん問題なのであ るが、「何故、チェチェンはあの時 (1991年)、ア ルメニアやアゼルバイジャン、グルジヤのように 独立できなかったのか」という一般的疑問への回 答なのである。

# 1 拙稿「ロシア軍民転換と地域主権」(1994) のこと

ソ連邦の崩壊という出来事は、直接的には連邦 構成共和諸国がそれぞれ完全な主権国家として分 離独立したことを指しているが、(1) むろんその背 景には様々の要因が複雑にからまっている。すな わち、「民族問題」などと並んで、「経済改革」と いう課題があったわけであるが、これにも中央集 権指令型の計画経済という方式を市場メカニズム を中心としたものにしていくべきだという「シス テム転換問題」とともに、計画経済の下で軍・軍 産複合体が余りにも巨大な力をもち、民需品が圧 迫されすぎているのが耐えられない、という「生 産・需要構造の問題」が不可分にからんでいたの である。(2) むろん、この2つの問題は簡単に切り 離せるわけではない。改革派の論客の1人が、 「目下、国は、本質において軍隊と軍事生産の屑 で生きているようなものであるが、もはやこれか らはそれではやっていけない。もう沢山だ、この 重荷をとり除かなければ死である。.....」(3) と 叫んだときに、それは、一般民需生産への渇望で あるとともに、それまでの産業構造を可能にし支 えてきた集権計画システムの否定でもあった。

それは、一言でいえば、軍需産業の民需転換、 コンヴェルシヤ (コンバージョン) であった。ソ 連邦が解体する中で、すでにペレストロイカ期か ら叫ばれていたコンヴェルシヤのスローガンは、 軍需産業がとりわけ集中していたウラル地域などでは熱心に掲げられたのである。中央集権の強い計画経済体制の中で、モスクワ官僚たちが握っていた意思決定権限の地方への奪還ということも経済改革・市場移行の主張には含まれていたので、それは、地域・地方の自主性の強調となる。

ウラル地域で、「ウラル共和国宣言」が出された1993年7月1日は、そのような意味での「地方の叛乱」の時代であった。日本の約6.1倍にも及ぶ面積の旧行政区が合併し、人口2,355万人の「共和国」が宣言されたのである。1のタイトルの拙稿は、ちょうどその少し後、ウラルのバシコルトスタン共和国の軍民転換の現地調査をした著者のまとめた論文なのである。(4)

チェチェン紛争で、後に第1次チェチェン戦争 といわれるロシア連邦軍・内務省軍の軍事介入が 行われた頃のロシアの情況はまさにこの「ウラル 共和国宣言」が象徴的に示しているといわねばな らない。タタール人も、「タタルスタン共和国」 に拠って、一時強硬に1992年3月31日の条約によ るロシア連邦入りを拒否していた。その頃のある 新聞の漫画に「スヴェルニテート (主権)」とい う旗をかかげた一人の農民が自分の小さな土地の 上に足をふんばって立っている、というものがあっ た。どこでもここでも「主権」要求が相次いでい ることを皮肉ったものであるが、ソ連邦崩壊後、 ロシアがどこまで解体していくのかは、もしも放 置されれば予断を許さない状況であったといって も過言ではないであろう。軍事介入の少し詳しい 経過は次に見るとして、そうした各地域・民族の 自立化を阻止し、ロシア連邦じたいの解体の流れ に歯止めをかけること、そこにエリツィン政権の 1994年12月の軍事介入の大きな狙いがあったであ ろう。そして、チェチェンの首都グローズヌイが たちまち空爆で廃虚と化したりしたことは、じっ さい「ウラル共和国」をはじめ、各地の主権要求 者たちを震撼させたのである。(5) チェチェンへの 軍事介入は、明らかに全国各地のさまざまの「主権」要求者たちへの連邦中央政府の「見せしめ」だったのである。その中央政府じたいが、議会派の立てこもるホワイトハウスを砲撃する(1993年10月)というほど政権基盤は弱いものであったし、一方のチェチェンは、多くの主権要求者たちと比較しても、ひときわ歴史的に根ぶかいロシアとの葛藤をもっていたので、両者がチェチェンで激突したことには、避けがたい何か力が働いていたのであろう。

#### 2 歴史と経過

歴史 例えば或るロシア人の編集した『ロシアとチェチェン』(6) があるが、そのサブタイトルは「200年戦争」となっている。いやいや、200年どころではない、300年だ、いや436年だとチェチェン側発言ほど長いのが普通である。いずれにしろ、18 - 19世紀のロシア帝国のコーカサス地方への膨張の中で、いわば先住民族たりしチェチェン民族がロシア帝国への編入に抵抗するという戦争であるから、本質的には、わが国の「アイヌ人」問題、アメリカの「インディアン」問題と同じ質であると先ず考えられる。

とくに19世紀半ば、カフカース戦争 (1834 - 59) として知られている激突は、先住民族 (主としてイスラム教徒)のイママト (最高指導者)に選ばれたシャミールを中心とした回教法典国家イママトを作る運動として、ロシア帝国軍と衝突したので、4半世紀にも及び、また、組織的なものでもあったであろう。この戦争には、若き日の文豪トルストイも従軍して『コーカサスの虜』という作品を残しており、むしろそれによって(ほとんどそれのみによって)筆者などもカフカース戦争を思うのであった。文豪自身の従軍体験をもととし、現地の娘の好意によって捕われの身から脱するという思想によって、後に述べるプリスターフキ

ンの作品にも大きな影響を与えたにちがいない。

さて、ロシア帝政を「諸民族の牢獄」と喝破したボリシェヴィキ政権は民族独立を政策に掲げていたとはいえ、一方で、中央集権的な国家形成を進めていくので、民族問題の対応は困難をきわめたといわねばならない。(プ) ここチェチェンに於ても、ボリ党はその完全独立を認めたりするどころか、赤軍がイスラム系のスーフィズム教団を弾圧したことは知られているし、スターリン主導の農業集団化が全国で強行される中で、これに抵抗したクンタ・ハジ教団が抑圧されたことなどが知られている。(゚゚)

しかし、スターリン体制が固まる中で、1934年 チェチェン・イングーシ自治州が認められ、1936 年には、自治共和国に昇格していたのである。 1939年には人口約37万人弱とされていた。ところ が、独ソ戦での対独協力を恐れて強制移住させら れたクリミヤ・タタール [逆に、極東からは、対 日協力を恐れられて、朝鮮民族] などと同様に、 チェチェン人も、1944年2月、約40万人が(20万 人は1日で、という)カザフスタン、中央アジア などに「強制移住」させられたのである。無論、 自治共和国じたいが解消・抹殺されてしまう、と いう驚くべき出来事が起ったのである。

プリスターフキン『コーカサスの金色の雲』は 小説ではあるが、著者が、モスクワの孤児院の集 団疎開で、コーカサスの、このチェチェン人たち の強制移住の跡地に住むことになってしまったこ とから生じる悲劇を描いていくのである。少年た ちがそこへ入植する少し前のところで、貨車に 「満載」されてしまって、ヒー (水)を求めるチェ チェン人たちと出会う場面が忘れがたい印象を与 えるのである。

ソビエト政権下でのこうした悲劇は、第2次大 戦が終了 (対独1945.5) してもすぐに解消した わけではない。チェチェン・イングーシ自治共和 国が「名誉回復」し、強制移住させられた人々が 帰還 (その実、政府は列車も用意せず、徒歩で帰らざるを得なかったという)を許されたのは、スターリン批判 (1956.2)後も、1957年9月のこととされている。フルシチョフが書記長の時であった。(9)

その後は、先ず先ず、ソ連邦の中に納まり、その一地方として生きてきていた。ソ連邦末期の人口統計で約73万人(首都グローズヌイ約40万人)とされているが、この23~24%はロシア人という。首都の人口は記録のある最後は18.6万人まで激減していくのである。

#### (i) 1996年8月

こうした歴史 (略史であったが)をたどってきていたチェチェンでは、ペレストロイカからソ連邦の解体が、後年の独立への熱情を一気にかきたてたという面があろう。すでに、例えば、1988年には、バルト諸国では「人民戦線」が結成され、「共和国独立採算論」というユニークな理論的主張をもちつつ、自立性を強化していたし、(10)カフカス山脈の向う側では、アルメニアとアゼルバイジャンとが衝突して、それぞれ民族的結集を強めていたのである。

チェチェンでも、1990年9月には「チェチェン全民族会議」が結成され、10月には、ドゥダエフを大統領に選び、11月には独立宣言がなされ、これに押されて、旧ソビエト系の最高会議でも独立が打ち出される、といった経過があったとされている。(\*\*)

独立宣言が、1990年11月の時点で出されていたという点が注目されるが、モスクワでの1991年8月19-22日のクーデタ事件の後、1991年11月1日に「主権国家宣言」も出されている。ソ連邦崩壊に先だつこと約2ヵ月であるが、この少し前(9.6)に、ソビエト系(したがって共産党員が多かったであろう)の最高会議は廃止されているので、その宣言の主体はチェチェン全民族会議であろう。反ドゥダエフ派(共産党系で、ロシア人

も多かったであろう)とドゥダエフ派の内戦が続いていくが、エリツィン政府の介入もそれを直接の契機としている。

1994年12月11日、ロシア連邦国軍・内務省軍 4 万が、チェチェンに戦争をしかけた。<sup>(12)</sup>

首都グローズヌイがほとんど廃墟と化したほか、この戦争では、チェチェンの多くの村や町などがロシア軍に包囲され、非戦闘員・女子供・老人も多数死傷するというものであったことは、前掲注(8)の林 克明氏の、チェチェン側に身を置いた決死のルポルタージュで相当明らかである。

また、「大義なき戦い」に従軍させられた徴兵によるロシア兵士たちからは脱走も相次ぎ、すでにアフガン戦争のときからあった「ロシア兵士の母委員会」なども脱走を手助けするなど、ロシア側にも多くの問題があり、世論もエリツィンに批判的な声がかなり高かったことが知られている。(13) しかし、すでに述べた如く、この軍事介入が、ロシア連邦内の各地の「主権共和国」派に与えた衝撃は大変大きく、そうした動きはその後、事実上ほとんど封じ込められていったといえよう。

悲惨な戦争がしばらく続くが、エリツィン政権 も大統領再選を前に世論を無視することはできず、 安全保障会議の議長レベジと、チェチェン軍の参 謀総長(のち大統領)マスハドフとの間で、和平 条約が締結されたのが、1996年8月のことである。 締結地の名前をとって、ハサブユルト合意といわ れるが、相方の死者は10万人ともいわれ、きわめ て激しい戦争であった。

林 克明氏の決死的取材による本 [注(8)] は、1997年5月に出版され、チェチェン独立運動始末、とサブタイトルがある。明らかに、以上の第1次独立戦争での「一段落」という著者の気持が感じられる。悲惨な戦争の現場にかなりの期間身を置いておられたので、ハサブユルト合意は確かに一つの区切りでほっとされたことでもあろう。

しかし、ハサブユルト合意は、肝心の国家主権

問題をただ「5年間棚上げ」にしただけだったのであり、じっさいは第2次戦争までの3年間に政治的解決へ向っての相互の歩み寄りといったものは、ほとんど全くなされなかったのである。

いやむしろ、この和平の数年間こそ、イスラム 過激派がチェチェンに滲透し、次の戦争への準備 がされていたのだ、のちに2001年10月の米英軍介 入のアフガン戦争で問題になるアルカイダとも、 この時期に強い関係ができたのだ、という見方が 次第に強まっていくことになる。

ともあれ、たしかに、ハサブユルト合意後、チェ チェンについての一般の関心は下り、また情報も 急減していったのは事実であろう。

#### (ii) 1999年9月

しかし、それから3年ほどした1999年、モスクワ市内のマネージナヤ広場の新商店街をはじめ、巨大なアパート型の一般住宅が、地下室に仕掛けられた爆薬などで一気に吹きとばされる、といったいわゆる連続住宅爆破事件が発生した。モスクワだけではなかった。ロシア南部でも、また北のサンクト・ペテルブルクでも、関連性が強いとみられる爆破事件が続いたのである。

筆者自身も、この9月モスクワ入りしたとたんに本当に連日の爆破ニュースだったので、近隣の人々の不安も身近に感じたものである。ロシア政府はこれをただちにチェチェンゲリラの仕業であると断定し、グローズヌイ空港をさっそく空爆する、といった挙に出たのであった。こうして、第2次チェチェン戦争が始ったのである。

首相は、1999年5月にプリマコフが突然解任されたあと、ごく短いステパーシン期を経て、8月半ばプーチンが就任していた。そして、2000年の3月の大統領選を目ざして、エリツィン=プーチン派と、モスクワ市長ルシコフ=プリマコフ元首相連合とは競い合っていたのである。そのため、モスクワ市などでの連続住宅爆破事件は、前者が後者を陥れるための「少くとも、モスクワ市長の

権威には大傷がついた] 謀略説が巷ではささやかれていたのも不思議ではない。

外国人の一時滞在であるから判断材料に欠ける とはいえ、この謀略説は、当時の筆者としては、 全く無根拠と思えなくもなかったのである。とい うのは、先ず、チェチェンゲリラとされるものが、 大きな集合住宅を一挙に吹きとばすほどの爆薬を 上手に使うほどの組織力があるのかどうか少し疑 問であった。さらに、ちょうど、大統領選挙に関 係して、ある集会でルシコフ市長が、「自分は出 馬しない、といったら出馬はしないのだ」と弁明 する場面が放映されたりしたが (彼は何度もそう 口にしており、彼がそういえばいうほど一部の人々 は逆の意味にとっているともいわれたが、それは ともかく)、その時の様子から、ルシコフ自身は この一連の事件を自分に向けられた謀略だと思っ ているのではないかと直感的に思ったのである。 いずれも、根拠は不充分であり、真相はむろん今 にいたるもわからない。ただ、結果的には、これ をチェチェン攻撃の契機とし、その激しく非情な 攻勢によって、プーチン首相の人気は大いに高ま り、彼は、1999年12月31日のエリツィン大統領辞 任のあと、大統領臨時代行となり、やがて2000年 3月の選挙を経て、5月7日大統領になった。

1999年9月の連続住宅爆破の頃には、黒髪でチェチェン人と似ているとして長い時間職務質問された日本人がいたりしたが、全般に過剰警備、過剰手続きとなり、それに対して新聞などでも厳しい抗議の声があげられていた。チェチェン人=チェチェンゲリラの疑い、拘束、といったことが各所で平気で行われているように思われ、その面も恐ろしさを感じたのは事実である。

いずれにしろ、プーチン大統領の人気上昇は、 第2次チェチェン戦争の遂行に比例していたので ある。

(道) 2001年「9.11」

筆者は、2001年「9.11」事件をモスクワ市内

のホテルで知り強い衝撃を受けた。プーチン大統領は間髪を入れずに自らテレビに登場し、ブッシュ大統領に追悼の意志表示をするとともに、国際テロリズムとの闘いをともにすることを誓う。その後のクレムリンの諸論調も含めると、モスクワ執行府が、アメリカと共に「イスラム過激派」という共通の敵をもっているという認識とアピールが強められていく。

それまで、西側から「民族浄化」の悪政として 弾劾されることが多かったチェチェン紛争につい て、プーチン大統領らとしては、それがイスラム 過激派の国際テロリズムの一環であると強調する ことによって自己正当化を強めようとしたわけで あろう。

この大事件から1ヵ月後、10月8日に米英軍によるアフガン空爆が開始されるが、このアフガン戦争にあたって、ロシアは米英軍がかつてのソ連邦、今でもロシア連邦の前庭のような中央アジアに軍事拠点を設けることを黙認し、自らも北部同盟の支援によって、アルカイダ政権の追い落としに積極的にかかわったのであった。

先に述べたハサブユルト合意 (1996.8) 以後、1999年9月の連続住宅爆破までの3年間にも、チェチェンゲリラの数100人がアフガンでアルカイダの下で訓練を受けていたのであるとか、その逆の動きとかいった情報は、じつは筆者などもこの「9.11」以後はじめて知ることになったのである。むろん、こうした情報の真偽のほどは全く不明であり、今もってその真相はわからない。しかし、こうした情報が、1999年9月の連続住宅爆破なども、クレムリン自作自演の謀略ではなく、ひょっとしたら、イスラム過激派がそれぐらいの軍事行動力をもっていたのかもしれない、と思わせるようなものであったことも事実である。

むろん、仮りにそうだったとしても、そこまで せざるを得ないほどにチェチェン戦争の中で彼ら の対ロシア復讐心が高まっていた背景というもの があろうし、ふだん先住民族の声が直接は何も聞 こえてこないというもどかしさが残るのである。

ともかく、この「9.11」は、ロシア執行府が、チェチェン戦争は、少数民族弾圧の民族浄化策などではなくて、「9.11」の実行の部隊であったとされるイスラム過激派とのチェチェンという場における闘いであるというふうにアメリカをはじめ西側諸国に訴える好機ともされたように思われる。そして、この方向性は、その後も一層強められていき、2002年10月のモスクワの劇場占拠事件で、さらに調子が高められていくのである。だが、その前に、占拠事件の少し前に、モスクワに滞在していた筆者の報告を記録しておこう。

#### (iv) 2002年9月

1996年、1999年、2001年と不思議にチェチェン 戦争がらみの時期にモスクワ滞在が重っていた筆 者は、2002年9月2-14日にもそこに居た。

その間、チェチェン戦争がらみの報道は決して少なくなかったが、一番問題とされていたのは、ロシアの対グルジア(シュワルナゼ大統領)関係の緊張、であった。それは、ロシア側の「掃討作戦」を避けて、隣接のグルジアへの国境を越えてパンキシ溪谷に立てこもるチェチェン軍が居るのでそれを許すなというロシア側の要求が、グルジアになかなかその通りには受け入れられず、ならばロシアはグルジヤそのものとの戦争も辞さないと高姿勢に出た、という問題である。直接には、8月19日グローズヌイ近郊でロシア軍大型へリが撃墜され、110名ぐらいものロシア人死者が出たことが契機であった。(14)

そして大事なことは、この後もずっとそうであるが、ブッシュ大統領が対イラク戦争を準備し、 国際世論をそのことに動員していこうと熱心になっていることと、このロシアの「対テロ戦争」とが 調子を合わせていく、ということである。この頃 のモスクワのある新聞の漫画に、ブッシュ大統領 がフセインの髪の毛をつかんで、ぶら下げて歩い てくる (フセインは、その程度の小さい姿として描かれている)、そのすぐ後からプーチン大統領が、同じようにシュワルナゼを髪の毛でぶら下げて歩調を合わせてついて来る、というものがあったが、この時期の米口政治界の雰囲気を巧みにとらえていると感じられた。後にもふれるが、事態を少し先どりしておくと、劇場占拠事件のあと、ロシア・グルジア関係自体は一挙に好転し、両国は不戦を誓うことになる。(15)

2002年、モスクワでの「9.11」1周年はさいわい特別な事件は起らなかった、各所の警戒は相当厳しかったようである。むしろ印象的だったのは、ソチに夏季休暇中だったプーチン大統領がさっそくにもブッシュ大統領に追悼のメッセージを電話している場面が、テレビ放映されたことである。(16) プーチンが、ブッシュのいう国際テロリズムとの戦争に完全に賛同・協力し、チェチェン戦争もその一環に位置づけていることをあらためて世界にアピールしようとの意図は明白であろう。

2002年9月のモスクワで、以上のものよりも少し小さいが、大統領アスラン・マスハドフが2ヵ月以上も消息不明で、ただ6-8月頃のテープなるものが出廻っている、という報道があった。そもそも生きているか死んでいるのか、というものである。(\*7) この情報も、10月下旬の劇場占拠事件のときに、急に占拠グループと彼との関係がとりざたされたことと何か関係がなくもなさそうであるが、これも真相はわからない。

ただ、マスハドフは一般には穏健派とされてきた人物で、ゲリラやテロの武闘路線とは一線を引いているといわれていた時期もあった。「対話」路線がモスクワでいわれるときの可能性のある窓口の一人であったと思われる。

この頃でも一方では、対話と交渉でチェチェンに平和をもたらすには、ボリス・ベレゾフスキーの名前が無関係ではありえないとか、(18) 元首相エヴゲーニイ・プリマコフはチェチェンの叛乱兵と

の話し合いを進めよといっているとか、(\*\*) そうした情報もむろん流れていたのであるから、マスハドフの行方、という問題は全く政治性のないものでもなかったかもしれないのである。

2002年9月の筆者モスクワ滞在中のチェチェン戦争がらみのことで、チェチェン戦争に従軍した25歳のロシア青年と短時間ながら会った、という出来事がある。アルカジー・バフチェンコというその青年は、チェチェン戦争でのある場所の名前(アルハン・ユルト)を題とした短い小説を2002年2月号の『ノーヴィ・ミール』誌に載せた人である。(20)最初は徴兵の応召兵として従軍し、次に志願兵として従軍したという体験をもとにこの小説は描かれている。戦場での悲惨・不安・孤独、またそれなりのモスクワでの息苦しい生活からの解放感・自由、そして戦友愛などがクールなタッチで描かれるが、主人公は最後は現地の少女を殺してしまう。……

時に現政権への批判めいた表現もあるようなのであるが、面談して驚いたことには、チェチェン人に対して予想外に厳しい見方をしていることであった。若いロシア人に普遍的な態度かどうかは分らない。しかし、ロシア人知識人の間でもそうした見方が強いと思われるので、(21) 事柄の深刻さを一層感じたのである。

2002年9月段階のこととして、最後に9月8日の兵士逃亡事件にふれておこう。ヴォルゴグラード市の郊外で演習中だった兵士たちが、将校(上官)が余りにもなぐるのに嫌気がさして、54人が隊列をなして離脱し、市にむけて昼夜行進し、当局に訴え出たのである。「将校が兵士をなぐるのはふつうのこと。この事件でふつうでないのは、54人(!)の兵士が隊列ごと離脱したということである。」(22)

どこの国の軍隊でもその内部で不当な暴力がふるわれることは、戦前の日本での野間宏『真空地帯』を掲げるまでもなく、常識といえば常識であ

ろう。しかし、こと現代のロシア軍に限ると、年 間何百という兵士が戦地にもいかないのに軍に入っ たばかりにいじめや暴力で命を落とすとされてき た。(23) このことは、現代のロシア軍隊の暴力性・ 質の低さをも示していると考えられ、それが外に 向かえば、チェチェンなどでの非戦闘員へのおぞ ましい暴力に化する。とともに、内に向っては、 徴兵制が未だ残されている (というより平の兵士 階級では未だ主要な部分をなす) がゆえに、全体 的には少子化も進み両親の手厚い保護の下に大切 に育てられてきた子供が、ただしばらく軍隊に入っ たばかりに、理由もわからず死体となって帰って くるという悲劇が生れるとみられた。それゆえに、 チェチェン戦争は、徴兵制を廃止し、志願兵 (契 約兵コントラクトと略称されることが多い)制に 切り換える、というエリツィン大統領期以来の、 「ロシア兵制問題」とも密接に関係していたので ある。じっさい、後で述べるように、劇場占拠事 件の後でもこの兵制問題はすぐ浮上しているが、 この9.8ヴォルゴグラード事件は、秋の徴兵を開 始する日が近づいていただけに衝撃が大きかった のである。<sup>(24)</sup>

#### 3 モスクワ劇場占拠事件とその後

モスクワは市内に環状地下鉄があるが、クレムリンから南東部の地下鉄駅 (プロレタルスカヤ等)からほど遠くないメリニコフ通りの軸受け工場の文化宮殿 (日本では文化宮殿劇場、単に劇場と報道)に「チェチェン戦争の終結・ロシア軍の即時撤兵」を求める武装勢力53人がミュージカル「北東」上演の幕間に突入、約800人以上の観客・劇団員等を人質に立てこもった。事件そのものは日本でも競って報道されたからその経過をここで詳しく追跡することは避ける。26日(土)の特殊ガス使用と特殊部隊突入とで終ったが、約820人の人質から120名前後も死者が出たとされるが(128人 11.9)、最終的なことは未だ判然としな

い。武装勢力は、チェチェン戦争で夫を失った女性ら18人も含む決死隊で、「自分たちは死にに来た」「チェチェンではもう10年も戦争をしているのに、あなたたちはのんびり劇を楽しんでいるのか」「自分の息子もまたゲリラになって闘う、と聞いてやめてほしいと思わない母親がいると思うのか」などの彼らの断片的発言が紹介されている。そして日本でもかなり大きくとり上げられたのは、使用された特殊ガスの問題であるが、それもここでは取り上げない。(25)

ペレストロイカ期から「改革派」が拠るウィークリのひとつとされてきた『アガニョク(灯)』 誌は第 1 報を載せた号では未だ占拠事件は始まったばかりであったようだが、あわただしく緊張に満ちたいくつかの写真とともに、「戦争がおこなわれている。それはモスクワにも来たのだ。……今日は未だ選択はなされていないが、たぶん、プーチンの生涯の中でももっとも難しい選択となろう。1999年より、また2001年 9 月11日よりももっと難しい。何故なら、モスクワのあるいはニューヨークの爆破も未だわが国の首都での戦争ではなかったのだ。戦争は全ての者に及んで来た。各人にだ。が、誰も準備できていない。……」(26) と記した。

『ヴラスチ (権力)』誌も、「幕間のあとの占領」で、711人が切符を買っていたことから始めて写真を多数載せつつ、25日までの58人の釈放などを報じ、「死にに来た」といいつつもマスクをとらないのは、やはり交渉で何かを獲て生きて帰ろうとしているのではないか、などと論じた。(27)

穏健なビジネス誌『エクスペルト』も、「平和、それは戦争だ」として劇場の正面を外から固める兵士の写真などを載せ、独立というが、ハサブユルトからの3年間でじっさいは国際テロリズムに彼らは加わった。……われわれの現在はもはや平和ではないことをさとらねばならない。……もはや平和ではない。……ロシア市民も外国人も男も女もテロリストの人質であることを理解せねばな

らない。」(28) と、今や戦時、と訴えた。

突入・「解放」直後頃の『イズヴェスチヤ』紙の報道で見落せないものがある。ひとつは、全国世論研究センター(テ・イ・ザスラフスカヤ主宰)の緊急アンケート調査で、「チェチェンでの軍事行動を続けるべきか」「和平交渉を始めるべきか」の問いに対し、2002年9月の時点では、戦争継続34%、和平交渉57%、不明9%だったものが、この事件直後は逆転し、戦争46%、和平44%、不明10%と変ったということである。<sup>(29)</sup>

もうひとつは、真相は不明だが占拠戦士が外国 とも通信していたということにも関連するが、筆 者などが漠然と思っていたよりもはるかに多くの 国々に「チェチェンの外交代表部」がすでに設立 されて来ていた、という問題である。中には全く そうした実体をもたないのにロシア側が名指しし ているというのもあるようだが、イギリス、オラ ンダ、ベルギー、ドイツ、チェコ、ポーランド、 エストニア、リトアニア、ウクライナ、グルジア、 トルコ、シリヤ、イラク、パキスタン、カタール、 アラブ首長国連邦、パキスタンなど18ヵ国にのぼ るというのである。(30) これも真相不明だがトルコ だけでチェチェン人難民が50万人にものぼる、と いう。ロシア政府は当然、そうした代表部を閉鎖 すること等を各国政府に求めているので、各国と ロシアとの緊張の種子となる。

事件から少しずつ時間が経過する中で、出てき ている事柄をいくつか摘記しておこう。

- ・9月段階で、国家間の戦争の直前までもいって いたグルジアとの関係は、一気に好転し、両国 ともテロリズムを共通の敵として、国境での作 戦も共同でやっていくことで合意した。<sup>(31)</sup>
- ・外国人の再登録があらためて全国的に行なわれ、 期限までにしない人々で、さっそくにも国外退 去者が出たりしている。<sup>(32)</sup>
- ・犠牲者に補償が出るのか、出てもひどく少ない

ので、生命はコペイカか [1コペイカ3 - 4円]、 といった声が上っている。<sup>(33)</sup>

- ・劇場のその後の経営が厳しい状況にある。建て物はモスクワ市が修理してくれるが、劇団員300人以上も養う必要があり、100万ドルの援助要請が文化省になされているが、すぐ出そうもない。<sup>(34)</sup>
- ・対イラク戦争を準備するブッシュ、ロシア大統領プーチンの距離は一層縮ったといえよう。ブッシュは「イズヴェスチヤ」のインタヴューに答え、ロシア領内にもアルカイダは居るし、ビンラーデンはチェチェンにも関心がある、といっている。<sup>(35)</sup>
- ・情報統制については思ったより批判が少ないが、 そのことは以下に紹介する諸論調からあるてい ど推測がつこう。が、ゼロではない。<sup>(36)</sup>

こうした状況の中で「識者」たちの少しまとまっ た発言も散見する。

もともとエジプト経済の専門家であった元首相プリマコフは今回占拠劇場にも一度入っているが、「イスラムとの戦争」ということに絶対してはならぬので、あくまでそのファンダメンタリズムとエクストゥレミズム(原理主義と過激主義)とは峻別せねばならぬと強調する。これを見誤ると、ロシア連邦内の約2000万人のイスラムそのものとの戦争になり、国は分裂してしまうだろう。テロリズムの根はコーランにはない。コーランは自殺も禁じている。……と信念をのべている。<sup>(37)</sup>

アンドレイ・クラーエフ (1984モスクワ大哲学 卒、神学校へ、現在ロシア正教司祭でもある神学 者) は、先ず、ソビエト期も含めロシアではそも そも、正義の武力による「権力奪取」は正当化されてきたことを問題とする。そして、イスラム世界もキリスト教世界以上に多様であることに注意を喚起している。が、テロリストに対しては、「ロシアそのもの」が闘うだろう、とのべる。(35)

以上は新聞であるが、『アガニョク』などでも、ソ連邦の崩壊で、ロシア人は自由を享受し、また個人主義・私生活第1主義になった傾向が強いが、やはりここで国家とかその力とかを考えなおさねばならない。ハサブユルト後の3年間のことも、結局チェチェンへのイスラム過激派の滲透、というのが実際のことだったと認めざるを得ないのではないか、と示唆する論調が多いように感じられる。(39) そして、目下のチェチェンの行政上のボスが交替せざるを得ないだろうという意味で、彼はテロ行為の「最後の犠牲者である」、次のボスは実業界から出るのが望ましい、といった議論を早くも見かける。(40)

ところで、すでにふれたように [注 (22) (23) (24)]、チェチェン戦争とロシア兵制とは密接に関係していることが、この劇場占拠事件後にも明瞭に感じられる。

2002年11月4日に、国防相セルゲイ・イヴァー ノフは、徴兵制の契約兵制への移行という長年の 課題が近く採択されること、それは未だコンセプ トで、具体化には6-8ヵ月はかかること、移行 しても現行の2年間よりは短いが徴兵制も残すこ と、などを述べた。(41) しばらくして、21日の は2004年初頭から志願兵制へ切りかえられるが、 この移行だけで300-400億ルーブルもかかること、 現地を指揮する参謀本部は、2009 - 2011年頃まで に切りかえができれば早い方だといって反対して 新兵の方がよく命令をきくというので いる 、と報じている。(42) その翌日には、2004 -ある 07年の間に12.6万の兵士を契約兵にする、という 計画、と報じられているが、見出しは「契約兵の 軍隊はすぐには現われないだろう」、(43) と早くも 一歩後退の印象を与えている。

4 プリスターフキン『コーカサスの金色の雲』 のこと

チェチェン・ゲリラ部隊によるモスクワ劇場占拠事件 (2002. 10. 23 - 26) は、以上見てきたように、ロシア人の世論を急激に硬化させ、イスラム過激派とチェチェン人一般とを峻別し、和平交渉を進めるべきだという プリマコフのような 「良識」派の声を圧倒して、チェチェン人は過激派と一体であるから、ロシア人も自国の権力批判などしていないで一体となってこの「第3次チェチェン戦争」に勝たねばならぬという「民族」派が非常に強まるという結果をもたらしている。現地での「掃討」作戦が非情に推進されている。現地での「掃討」作戦が非情に推進されているようであるが、もはやその実情はほとんど一般の耳目からは隠されている。そこに展開するのは「民族浄化」であり、民族戦争であろう。

それでいいのか。

プリスターフキン (1931年生) は自分の体験を踏まえ、モスクワの孤児院から、強制移住させられたチェチェン人の跡地の村へ送り込まれた「クジミン兄弟」の身の上を物語る。瞑想的でアイディアのあるサーシカと実際的なコーリカは、ここでも力を合わせてつらい、ひもじい生活を生き抜いていく。しかし、現地に残っていたチェチェンゲリラに自分たちの先生ばかりでなく、ついにサーシカを虐殺される。しかし、生残ったコーリカはチェチェン人の孤児アルフズールと出会い、2人はお互いの軍隊から相手を守りつつ、慰め合って生きのびる。(44)

「俺たちは兄弟じゃないか」というプリスターフキンの訴えは、トルストイの『コーカサスの虜』のロシア兵マジーリンと現地の娘ジーナとの愛と友情の物語とも重ってくる。

少し甘いかもしれない。しかし、ほとんどあらゆる情報がロシア語とロシア人の視角のみに基いている「チェチェン紛争」の根源を理解するには、チェチェン人自信の言語と視角と情報に依るもの

が必要であろう。バルカンとくに旧ユーゴスラヴィア連邦について、岩田昌征氏が主張してこられたことにも相通じることである。(45) その点からも注(8) の林 克明氏の行動力・その本は注目に値する。

#### 注

- (1) バルト3国は別として、1991年12月8日のロシア、ウクライナ、ベラルーシの独立国家共同体設立は、他の共和国には「突然のこと」で、中央アジア5ヵ国も急ぎこれに加わり21日のアルマ・アタ宣言となった。木村英亮「ソ連の歴史をふりかえる」『歴史学研究』2002.11。拙著『ロシア 擬似資本主義の構造』岩波書店、1993.44-47頁。
- (2) ユーリー・マリツェフ、イーゴリ・オレイニク との共編著『ペレストロイカと経済改革』岩波 書店、1990も、注 (1) 拙著とともに参照され たい。
- (3)注(1)の拙著39-40頁。
- (4) 拙稿「ロシア軍民転換と地域主権 ウラルを中心に」明治学院大学『経済研究』第98号、1994. Nakayama, Hiromasa (1994)," Conversion and Regional Sovereignty in Russia: Concentrating in the Urals. PRIME, Occasional Papers Series 18.
- (5) 筆者の1993年夏のウラル調査に協力して下さったジャーナリストを1994年夏に日本に召聘したが、その後の便りで、現地での「主権」派の受けた衝撃の大きさを知った。
- (7) ボリ党とグルジア問題から入り、民族問題を研究した高橋清治氏の『民族問題とペレストロイカ』平凡社、1990。また、ソビエト史研究会編『旧ソ連の民族問題』木鐸社、1993 など山なす文献がある。

- (8) 林 克明 『カフカスの小さな国 チェチェン独立運動始末』小学館、1997。そもそも内戦期(1918 20)にボリ党・赤軍に抵抗していたガツィンスキーが1921年捕まり、反ボリ勢力が下火になっていった。関連して校正段階で、『情況』2003.1 2月号に長尾久論文があることに気がついた。
- (9) 筆者は、ソ連邦地図 (中学7、8年用) を手許 に置いているが、1954年発行のため、自治共和 国名は見当らない。
- (10) 注 (2) の拙著にやや詳しく紹介し、論じてある。また、拙著 ペレストロイカのなかに住んで』読売新聞社、1989。
- (11) 注 (8) の林 克明氏に主に拠っている。ただ「独立宣言」の日付は、1990. 11. 2とか11. 16などある。
- (12) この1994年12月11日というタイミングについて、 林 克明氏は欧米の共犯もあったとしている。 ちょうど欧州安保協力会議がNATO東方拡大を めぐり協議していたが、欧米口は協調できなかっ た。そこで、「民族自決」を削ったが、ロシアは その直後にチェチェンに侵攻したという。注 (8) 林、130頁。
- (13) 拙稿「チェチェン戦争とロシア軍制」『軍縮問題 資料』234号、2000。
- (14) 「朝日新聞』2002. 8. 20、8. 21、8. 27など。 (以下 と略) 2002. 8. 20は 少くとも80人の死者と報じ、8. 21の詳報で114 名死亡、33名救出、うち27負傷とした。8. 22の トラック上のロシア兵が手を振る写真を入れた 「チェチェンでの作戦」という記事は、「外科手 術は役に立たぬ。薬はない」とチェチェン問題 の難しさを述べている。関連記事が雑誌

のNo.33, 2002. 8. 27, No.34, 9. 2 - 8にある。

ロシア・グルジア関係については、

9.9-15がシュワルナゼに厳しい論調だったほ

か、 2002. 9. 5も一面で報じた。 9. 13 はモスクワがグルジヤに「1ヵ月以内のテロリスト掃討」を要求しているとした。シュワルナゼもロシア参謀本部に賛成している。パンキシには少くとも1800人の戦闘員が居る。(9. 17)。ロシアはいつでもグルジアとの戦争を始められる(9. 20また、9. 27)。

- (15) 2002. 11. 19
- (16) 「プーチンは支援の再確認をブッシュに電話した。ロシア大統領は世界の指導者では最初である。」The Russian Journal, 2002. 9. 12.
- (17) , 2002. 9. 4.
- (18) , No.33. 2002. 8. 27 9. 2.
- (19) The Moscow Times, 2002. 9. 11. またこの頃の報道で、チェチェンの軍に原爆が渡っている可能性を示唆したものもあった。

, 2002. 9. 20.

- (21) 本稿の最後で述べるプリスターフキンなどは別として、一般にロシア人知識人もチェチェン人については厳しく、批判的な人が多い。ある方は、平地のチェチェン人と山岳のチェチェン人と分けて、前者とは平和的にやっていけるが、後者とは難しい、と筆者に語っていた。
- (22) , No.67, 2002. 9. 12 15.
- (23) 第1次チェチェン戦争時には、脱走兵は千のオーダーだといわれた、注 (13) の拙稿。
- (24) ロシア連邦になってから、徴兵を避ける方法も増え、じっさい、ここ10年で4万人が(合法的に)逃れている、とか、或る世論調査では、職業軍(契約兵制)支持72%、半年の徴兵(今問題になっている)支持17%、で「現行のまま」は7%の支持しかないとかされるが(いずれも2002.9.25)、原則全員2年間という制度

は一部の契約兵制化と併行し残っている。

- (25) いくつかのモスクワでのテレビ放送の内容等に ついて、芦原サチ子明治学院大学講師から資料 提供を受けた。記して感謝する。以下の本文で は印刷物のメディアを主にとり上げる。
- (26) , 43. 2002. 10. .11.
- (27) , 42. 2002. 10. 28 11. 3 また、同誌43. 2002.

11. 4 - 10.

- (28) , 40. 2002. 10. 28. . その後の経過の整理 (同誌41, 2002. 11. 4), チェチェン略史 (同誌42, 2002. 11. 11) など。
- (29) 2002. 10. 31. .4.
- (30) 2002. 11. 1. . . 1. チェチェン人の国家は、「イチェルキア共和国」と呼ばれている。ロシア政府はこのたびの事件の関係者の逮捕も要求するなどいろいろなごたごたが続いている。2002. 11. 20 他。
- (31) 2002. 11. 19.
- (32) 2002. 11. 13.
- (33) 2002. 11. 9. 12月3日、アンナ・リュビー モヴァ等は、国に対し100万ドルの補償請求の訴 訟にふみきった。 2002. 12. 4.
- (34) 2002. 11. 14.
- (35) 2002. 11. 20. ツアールスコエセェローのエカテリー宮殿での両大統領のことなど2002. 11. 23.
- (36) 44. 2002. 11. 11 17. など。
- (37) プリマコフ氏は、1960年代に日ソ経済学者の会 (大内力氏主宰) で来日、筆者もお世話のお手伝

- いをしたことがある。この論は 2002. 11. 5 の第7面紙面一杯に展開。
- (38) 2002. 11. 13. 彼らの宗教は戦争だ。
- (39) 国家の無力化を論じ、力はどこにあるのか、というドミトリー・ブイコフ、テロリズムは今日ビジネスになっていて、以前とは全く違う指導者層がやっていると、グレフ・パヴロフスキー( ,44,2002.11)。ハサブユルト後、アラブから武器を輸入ばかりしたチェチェン、それでも大多数は平穏な生活を望んでいる、ただ山岳部には、「独特の文化」があって、というセルゲイ・カラガーノフ(ヨーロッパ研究所)、45.2002.11. たしかに和平交渉論は今も多いが、1991-94、1996-99の2回のチェチェンの平和期に、じっさいは、非チェチェ
  - ン所有のイチケリ化 (チェチェン国化) がされた。マクシム・ソコロフ 46, 2002. 11. (40) , 45, 2002. 11. 18 - 24.

のこと。

- (41) 2002. 11. 5. 劇場占拠事件から「第3次 チェチェン戦争」が始ったとし、2003年の国防 費約5,300億ルーブルの65%、3,450億は公開され
- るなどと述べた。 (42) 2002.11.21.
- (43) 2002. 11. 22.
- (44) プリスターフキン 三浦みどり訳『コーカサス の金色の雲』群像社、1995。
- (45) 岩田昌征 『ユーゴスラヴィア 多民族戦争の情報像』 御茶の水書房、1999。
- [本稿は日本大学経済学部の公開講座 (11.30) の骨子でもある。栖原 学氏に感謝する。]

平和のキーワード 環境・開発

## ヨハネスブルク・サミット

吉田文彦(朝日新聞論説委員)

国連主催の「持続可能な開発に関する世界首脳会議」(WSSD)が8月26日から9月4日まで、南アフリカのヨハネスブルクで開催された。1992年にブラジルのリオデジャネイロで開かれた「環境と開発に関する国連会議」(UNCED)から、10年。UNCEDで採択された行動計画「アジェンダ21」の実施状況を点検し、「持続可能な開発」という理念の実践をより確かなものにすることがWSSDの任務だった。

会議には約200の国と1万を超えるNGO(非政府組織)が参加し、多岐にわたる問題を論議した。UNCEDでは、地球温暖化防止のための気候変動枠ぐみ条約と、動植物の絶滅を防ぎながら遺伝子資源の公正な活用を目指す生物多様性条約の調印式が行われたが、WSSDでは新たな条約の調印はなかった。これに象徴されるようにWSSDは、新たな枠組みを構築するというよりも、UNCED後の10年を振り返ったうえで、21世紀初頭に実行すべき方策を打ち出すという性格が強かった。

こうした事情からWSSDはUNCEDに比べて国際世論の注目度が低かったが、多くのNGOのメディアや世論への精力的な働きかけが、安易な妥協に走ろうとする国に対する重要な監視役となった。具体的には欧米や日本などのNGOが政府代表団にロビー活動を展開して、できるだけ効果的な方策をとるように促したほか、国際的なNGO

ネットワークがニュースレターを発行してWSSD における論議の争点や、進展を妨げている国の主張、それに対する反論などを世界に発信して、国際世論の喚起につとめた。

このようなプロセスを経て採択されたヨハネスプルク宣言(政治宣言)は、UNCED後の10年の努力にもかかわらず、「依然として地球(環境)への被害が続いている」との基本認識を示した。そのうえで、生物の多様性は失われ、漁業資源は悪化し続けているが漠化で多くの豊かな土地が失われ、地球温暖化の悪影響は広がってる自然災害はより頻繁に起こり、大きな被害を及ぼしている。大気、水、海洋汚染は何百万もの人の生活を奪っている、との危機意識を表明した。さらに、人類は分岐点にたっているとの視点から、貧困の撲滅と人間の発展につながる現実的で目に見える計画をつくるという共通の決意で団結したと強調した。

同時に採択された実施文書(行動計画)では、「持続可能な開発」について先進国がより多くの責任を負う「共通だが差異のある責任」の原則を再確認し、あらゆるレベルで具体的な行動、措置をとるとともに、国際協力を強化することが明記された。具体的には、持続可能な生産・消費への転換を加速するため、10年計画の策定を促進し、資金や技術の支援と、途上国の政策遂行能力向上

を先進国の主導で決意が示された。開発途上国の 貧困撲滅、社会・人間開発を進めるため、世界連 帯基金を設立し、資金調達では、政府だけでなく 民間部門、個人の役割を重視する方針も盛りこま れた。エネルギーの世界的なシェアを十分に増大さ せ、進み具合を検証するためにデータを定期的に 評価していくことでも合意した。また、途上国の 開発目標を達成するために、国民総生産(GNP) の0.7%を政府の開発援助(ODA)にあてるとい う目標をまだ達成していない先進国に努力を求め ている。

こうした文書が採択されたことで、WSSDがあからさまな「失敗」に終わることはなかった。今後の政策に一定の指針を示したことは事実で、記者会見した国連のアナン事務総長は「この会議によって、持続可能な開発が現実のものとなる」と胸を張った。しかしながら、採択文書は多くの点において文字通り、妥協の産物であり、米国の有力シンクタンクである世界資源研究所(WRI)は「いくつかの前進があったものの、全体としては失望した」との声明を発表した。この声明はやや辛口に過ぎるとの反論もあるだろうが、WSSDが今後に多くの課題を残すことになったのは間違いないだろう。

たとえば、経済のグローバリゼーション (地球 規模化) と、「持続可能な開発」をどう両立させ るかという問題である。グローバリゼーションに よって世界各地で新たなビジネスチャンスが膨ら み、先進国グループである経済協力開発機構 (OECD) 諸国は財・サービスの世界貿易の約7 割、海外直接投資受け取り額の約6割を占めるようになった。だが、それとは裏腹に南北間、さらには途上国社会内部での経済格差が広がり、出口さえ見えない状態が続いている。貧困が環境破壊をもたらすという悪循環を断つ見通しもないままであり、持続可能な生産・消費への転換を加速す るため、10年計画の策定を促進するという行動計画の文言は、どこか空しい響きを持つ。

もちろん、グロ・バリゼ・ションを否定することはできないし、市場の力を活かしてこそ、「持続可能な開発」も軌道にのることだろう。ひとつの方法として考えられるのは、国際経済における規範形成力の大きい国際通貨基金 (IMF) と世界銀行が、途上国支援の基本方針を修正することである。米国流の市場競争、規制緩和に重点を置くある。米国流の市場競争、規制緩和に重点を置くが、企業済的アプローチへのこだわりを脱して、不公平の是正、持続可能な開発の追求を前面に押し出した政策に軌道修正すれば、全体の流れを変える誘い水となると期待される。だが、WSSDはそこまで踏み込んだ結論を出せずじまいで終わった。

世界を失望させる「デジャブ (既視感)」もあった。10年前の地球サミットでは、環境対策の強化を強調した欧州と、これに水を差す米国の対立が目立ったが、WSSDでも同じ対立の構図が繰り返された。

その典型例が、行動計画における再生可能エネ ルギーの供給拡大をめぐる論議だった。温室効果 ガスを出さない太陽、風力発電などの普及に熱心 な欧州連合 (EU) は、再生可能エネルギーの供 給量が全エネルギーに占める割合を2010年までに 15%にまで拡大するよう主張した。期限つきの数 値目標を嫌う米国はこれに強く反発し、同様な立 場をとった日本などとともにEU提案の修正に動 いた。難航に難航を重ねた末、再生可能エネルギー の世界的なシェアを十分に増大させるという妥協 案で決着することで、ようやく決裂を避けた。 EU側は、「地球規模で再生可能エネルギーの比率 を増やすことが、世界の総意として確定した」と の見方を示しているが、米国の強い反対の結果、 数値目標・期限つきの当初提案よりも大幅に後退 したことは否めない。これからの10年も、この10 年と同じように、環境保全に積極的な欧州に米国

が物言いをつけるという構図が続くようでは、 「持続可能な開発」の未来も危ういと言わざるを 得ない。

「持続可能な開発」を進めるには、これまで以上に途上国支援への資金援助が必要となると予想される。行動計画では、先進諸国がODAをGNPの0.7%に増やすことを目指すと約束したが、現在の平均は0.22%であり、いつ実現するとも知れない約束でしかない。もちろん、ODAの増額に努力することが望ましいが、急増を見込めないのが現実であり、ODA以外の新規の資金調達制度も模索すべき時期にきている。学究レベルではすでに、短期的な金融取引に課税するトービン税、地球温暖化を防ぐための温室効果ガス排出量取引への課税、グローバルな環境汚染に加わっている責任者への課徴金などのアイデアが提示されてい

る。いずれも企業活動に資金源を求めるものであ り、政策レベルで実現可能性をさぐっていく段階 にあると考えられる。

行動計画では、開発途上国の貧困撲滅、社会・人間開発を進めるために、世界連帯基金の設立を盛りこんでいるが、どのように具体化させていくのか。上記のようなODA以外の新規の資金調達制度をどのように活用し、世界連帯基金と結びつけていくのか。ここでも青写真の輪郭さえ見えないまま、WSSDは幕を閉じてしまった。世界会議を開いたからと言って、それで処方箋がすべて見えるほど、「持続可能な開発」に関する諸問題は単純なものではない。だが、そうであればこそ、国際社会における今後の対応に弾みをつけるためにも、WSSDでは様々な分野においてもっと踏み込んだ方策が示されて然るべきだったと思われる。

平和のキーワード 平 和

## カシミール問題

竹 中 千 春 (国際平和研究所所員)

カシミールでの自爆テロはけっして珍しくない。ここ十数年の間、流血事件がなければ逆にニュースだというほど、カシミールは荒廃してしまった。かつてヒマラヤ山脈の頂きは、平地の人々にとって神々の聖地だった。シルク・ロードに連なる隊商ルートとして多様な宗教や文化が混交し、サフランやカシミアなど高価な物品も産して栄えた。大英帝国の覇権が及んだ19世紀半ば以降は、植民地官僚や王族にとって憧れの避暑地となった。だが、現在のカシミールは昔の夢の残骸だ。州都シュリナガルには焼けただれた建物が並び、破壊されたかつての高級ホテルの壁には銃弾の痕が刻まれている。観光客で華やぐどころか、住民4人に1人の割合と言われる、制服姿の軍人と警官が目立つ町だ。

以前なら、カシミールはインドとパキスタンとの領土的な係争地だと答えれば良かったかもしれない。今なお、国境問題は解決していない。インドとパキスタンが独立するとき、イギリスからいきなり「主権」を戻された藩王(Maharaja)はどちらの国に属すかを迫られた。カシミール藩王国が、5百以上あった他の王国と違う運命を辿った理由は、いくつかある。インドとパキスタンを分ける国境線沿いに位置したこと、両国とも軍事的に重要だと考えたこと、ヒンドゥーの藩王の下にいた住民の大多数がムスリムであったことであ

る。(1) これらの要因が交錯し、どちらの国も簡単には統合できなかった。それゆえに分離独立の暴力に巻き込まれ、カシミールは第1次印パ戦争の舞台となったのである。(2)

1947年10月、侵入したイスラム武装集団を前に、 藩王はインドへの帰属を求め、直ちにインド軍は 藩王を救出した。インド側はこれを領土帰属の 「法的根拠」と解釈し、さらに自国が宗教的な共 存をはかる世俗主義 (Secularism) の国家だと主 張する。ムスリムの多いカシミールは、民主的な インドの下でこそ自治を実現できるというのであ る。パキスタン側は、カシミールの住民はイスラ ム国家パキスタンを選ぶはずだ、藩王とインドが それを阻んだと反論する。両国とも国家原則を掲 げて譲らない。1949年の停戦ラインを継承し、 1972年、第3次印パ戦争後に再合意した管轄線 (LOC: Line of Control) によって、カシミールは インド側のジャム=カシミール州とパキスタン側 の地区に二分されている。後者は、インドの地図 には「パキスタンに占領されたカシミール (POK: Pakistan Occupied Kashmir)」と記載され、 パキスタンでは「自由カシミール (Azad Kashmir)」 と呼ばれる。(3)

カシミールの厳しい緊張の背景には、政治の不在と暴力の蔓延がある。インド政府による自決の 先送りと民主主義の停止、裏で取り引きする地元

政治家への不信 失望した若者は武装抵抗へ と誘われ、国際環境がその条件を用意した。ソ連 軍侵攻で激化したアフガン内戦で、アメリカはパ キスタンへの軍事援助を介して反共イスラム勢力 を支援した。この連携がカシミールにもたらされ、 解放闘争の性格は一変した。つまり、一般住民を 差し置いて、国境を越えて流入したプロの戦士集 団が政府軍と衝突するようになった。インド側は、 パキスタン軍が陰で操縦していると非難し、鎮圧 軍を増強している。また、イスラムに対抗するヒ ンドゥー右翼の運動も高まりを見せた。北インド の古都アヨーディヤでモスクを壊しヒンドゥーの 寺を建てようとする運動と並んで、大勢の武装し た若者が「カシミール大巡礼 (Kashmir Yatra)」 に加わった。人口比を変えるため、ヒンドゥーの 移民を促し、イスラム住民を改宗させる運動が実 施された。こうして、宗教的な武装組織が、カシ ミールを舞台に睨み合う。

国際関係はどうなったか。時計を巻き戻そう。 1998年5月インドとパキスタンは核保有した。翌年の夏、パキスタン側から武装勢力が管轄線を越えてインド側に侵入し、インド軍の反撃を招いて数ヶ月に及ぶ紛争となった。管轄線沿いの拠点カルギルを争ったためカルギル戦争 (the Kargil War) というが、正式にはパキスタン軍とインド軍の衝突ではないから第4次印パ戦争とは呼ばない。けれども、同じような状況が再来すれば、そこで止まるかどうかは予断を許さないだろう。武装勢力を追撃する作戦 (hot pursuit) によってインド軍が管轄線を越えれば、戦争になりかねない。とくに、軍事的には弱いパキスタンが核の先制攻撃を考慮し、インド軍が反撃を用意するなら、地域的核戦争の場ともなりかねない。

だが、仮に戦争になったらという想定以前に、 残虐な事件が着実に地元社会を壊している。バス や公共の建物が頻繁に襲撃される。兵士や警官が 殺されると、武装勢力派だと疑われる住宅や村落 が報復的な捜査を受ける。誘拐・レイプ・殺人の被害は数知れない。だから、政府に断固たる措置を求める世論も強い。「テロとの戦い」を早くから国際社会に訴えていたインドは、米国同時多発テロ以後、先陣を切って掃討作戦を続けている。もっとも、それが容易に反イスラム的な政策や運動に転化することは、2002年のグジャラート暴動で示された。2千人以上の人々が殺され、その大半がムスリムであったという。(4)

どこから手をつけられるだろう。和平を謳う候補者の暗殺や暴力事件にもかかわらず、2002年9月ジャム=カシミール州の選挙が行われた。結果は、各党の議席が並び、インド国民会議派と地元の政党の連合政権が成立して、中央政権を握るインド人民党(BJP)連合は敗退した。しかし、治安問題によって州政府を動揺させ、中央政府が直轄統治を行うという推測もある。それを証しするかのように、自爆テロが続いている。

内戦の地では、破壊や殺戮が重ねられても国際法すら適用されない。国際的な注視も寄せられにくく、そのために和平化への協力も得にくい。だが、米軍の空爆とタリバーン政権の崩壊によって曲がりなりにも和平化と民主化が進められているアフガニスタンと連動して、カシミールの状況を変えていくことは重要である。(5) 印パ両国と現地の政治組織が非武装化と和平へ合意を進め、自治を支える国際的な枠組を形成することは絵空事だろうか。しかし、核戦争と民族浄化すら危惧されるならば、反テロ戦争よりも真剣に、実現可能な打開策を模索すべき時が来ているのではないだろうか。

#### 註

- (1) 南アジアではイスラム教徒を英語でMuslim、現 地語でムサルマンと呼ぶ。
- (2) 竹中千春「カシミール 辺境から国境へ」『ア ジア研究』47巻4号 (2001年10月)

- (3) カシミールの東部および北部は、中国のチベットおよび新彊ウイグル地域と接し、インドと中国の間で領土紛争が存在している。パキスタンと中国が軍事的に提携したことも、この紛争に影響を与えている。
- (4) 政府の公式発表によれば犠牲者は約1千人とされるが、人権団体などの調査に基づく推計によれば、おそらく2千人以上に達するのではないかと言われている。植民地時代、宗教的なコミュ
- ニティ間の対立を煽る考え方や行動を
  communalismと呼んだ。最初は、ヒンドゥーとム
  スリムの対立を指したが、次第に他の宗教やカー
  ストの対立についても使うようになった。
- (5) タリバーン兵士やアルカイダの幹部、ことにビンラーディンがカシミールに逃げ込んだという情報が幾度も流されたが、このように、アフガン問題とカシミール問題は深く関係していると言えるだろう。

書評

# 梅林宏道『在日米軍』(岩波新書、2002年) 我部政明『日米安保を考え直す』(講談社現代新書、2002年)

### 池 田 慎太郎

(筑波大学社会科学系準研究員)

昨年2002年は、1972年の沖縄施政権返還からちょうど30周年にあたっていた。この年、沖縄返還を政権の至上課題として取り組み、最長首相在任記録を樹立した佐藤栄作政権が終焉した。

沖縄が本土復帰し、沖縄県となった1972年5月からちょうど30年目にあたる2002年5月、沖縄と日米安保体制を考える2冊の好著が世に出た。以下、梅林宏道『在日米軍』(岩波新書)、我部政明『日米安保を考え直す』(講談社現代新書)の順で内容を紹介し、最後に両書において大きな争点となっている沖縄からの米海兵隊撤退について、取り上げてみたい。

梅林宏道氏は、大学教員を経てフリーとなり、NPO法人ピースデポ代表として『核兵器・核実験モニター』を発行するほか、情報公開法を駆使して在日・在沖米軍の全貌に迫ろうとする点で、きわめてユニークな平和運動家として知られている。『情報公開法でとらえた在日米軍』『情報公開法でとらえた沖縄の米軍』(ともに高文研)といった著作群でつとに有名である。

本書は、梅林氏が1972年、「ただの市民が戦車を止める会」と書かれた横断幕を掲げて米軍相模補給廠の西門通りに立ち、米軍基地反対運動に飛び込んでちょうど30年目の記念碑的作品となっている。「専守防衛」といいながら、在日米軍の攻撃力に依存していること、「唯一の被爆国」とい

いながら、アメリカの核兵器で日本を守っていること、この2つが日本のもっとも醜いあり方を示していると考える著者は、他方で在日米軍を批判する勢力が、軍事力に依存しない安全保障という代案を示す努力において不十分であったとの反省に立ち、本書を執筆している。

序章「市民意識のなかの在日米軍」では、アーミテージ国務副長官の「ショウ・ザ・フラッグ」発言問題に象徴される、湾岸戦争が日本に残した「トラウマ」について疑問を呈している。すなわち、著者によれば、米軍は湾岸戦争において日米安保体制が果たした役割に満足しており、評価は概して高いのである。1998年の「テポドン・ショック」にしても、じつは当局者にとっては「ショック」でなかったことを明らかにする。往々にしてトラウマやショックは作られているのである。むしろ、「平和ボケ」の症状は、安全保障を担当する官僚やシンクタンクで働く官僚OBに現れている、という。

第1章「日米安保下の在日米軍」では、地位協定、思いやり予算、沖縄基地など、在日米軍の制度的枠組みである日米安保体制の歴史と現状を解説し、米軍に都合よく支配されてきた日本の防衛政策の歴史をたどっている。

その上で、第2章「在日米軍の全体像」で海兵隊、海軍、空軍、陸軍のそれぞれの主要部隊と基地について解説している。横須賀を拠点に西太平

洋、インド洋、アラビア海、さらにはアフリカ東部近海まで展開する第7艦隊は、「惑星・アメリカ」の地球的軍事支配力の象徴である。日本政府は第7艦隊に「思いやり予算」で住宅を供給しているが、1万人を超えるその人員は在日米軍としては数えられていない。1994年、在日米陸軍司令部を担っていた第9軍団が廃止されたが、この組織変更は、陸軍の戦闘を必要とする日本防衛戦の可能性はほとんど消滅したと判断されたことを意味する。このように、在日米軍は、米軍がインド洋、ペルシャ湾にまで展開するための前進配備部隊であり、アジア太平洋戦域全体の後方支援を役割とする相貌をますます明らかにしている。

第3章「在日米軍の活動を見る」では、沖縄の海兵隊、横須賀・佐世保の第7艦隊、そして核兵器の3つの例を取り上げ、在日米軍の活動を詳しく描いている。梅林氏は、情報公開制度を用いて空母インディペンデンスが横須賀を母港とした翌年からの4年間(1992~1995年)の航跡をたどり、インディペンデンスが航海に出た時間の7割以上を極東以外の地域で任務に就いていたことをつきとめ、現実の安保体制を「三割安保」であるとみなしている。

第4章「脅かされる市民生活」では、米兵の犯罪、航空機の騒音や低空飛行に触れている。また、嘉手納基地のPCB汚染、横田基地のジェット燃料漏れ汚染、横須賀基地12号バース汚染といった、新しい課題としての環境汚染問題を取り上げている。

第5章「在日米軍の将来を考える」では、情報技術を基礎に「究極の優勢」に向かって大転換を遂げようとしている米軍の動向を分析し、日本が非軍事の選択に踏み出す必要性と可能性を考察している。その際、背景として、情報技術の高度な発展に起因して軍事全般にわたって起こりつつある米軍の長い時間軸の変化に着目する。すなわち、国力や戦力のまったく異なる敵に対して、超近代

兵器を駆使して安全な場所から敵をたたく「ハイ パー・ウォー」が、米軍の作戦思想として定着し てきているのである。

冷戦後10年にして、米軍は、対ソ(露)中心の 思考パターンから離れようとする脱冷戦型の脅威 認識へ転換と、「脅威ベース」モデルから「能力 ベース」モデルへの移行というRMA(軍事にお ける革命)に関する軍の転換との、2つの変化の 波にさらされている。そうした中にあって、在日 米軍と自衛隊は新次元において統合され、集団的 自衛権も容認されていくことになる。

こうした流れを受けて、梅林氏は、日本、韓国、朝鮮民主主義人民共和国の3ヶ国(あるいはそれにモンゴルを加えた4ヶ国)の非核国が非核地帯を構成し、それをアメリカ、ロシア、中国という周辺の核保有国が支持する、「スリー・プラス・スリー案」を提案している。

我部政明氏は、米国の公文書館での数々の密約や極秘文書の発見で紙面をにぎわせてきたことでも有名な外交史研究者であり、琉球大学教授として、沖縄から日米安保体制や日本の外交・防衛政策に対する問題提起を続けている。すでに『日米関係のなかの沖縄』(三一書房、1996年)や『沖縄返還とは何だったのか』(NHKブックス、2000年)といった著作群によっても広く知られている。

梅林氏にとってそうであるように、我部氏にとってもまた、1972年は特別な意味を持っている。朝から土砂降りであった1972年5月15日、高校3年生の我部氏は、沖縄・本部町で沖縄施政権返還の日を迎えた。沖縄で生まれ育った我部氏は、東京・マニラ・ワシントンで暮らしたことで「複眼的」な思考になじんだという。著者によれば、複眼的思考とは、2つの眼で1つの対象物を見ることであり、「米国に比べ日本は」あるいは「日本に比べ米国は」というとらえ方は日本あるいは米国の視点で見ているだけで距離感がなく、複眼的では

ないのである。

本書は、日米安保を日米関係だけでなく、アジアや世界のなかでとらえようとした、文字通り「複眼的」思考によって書かれた問題提起の書である。

第1章「日米安保の「非対称性」とは何か」で 我部氏は、「非対称性」や「バランス・シート」 を主要なキーワードとして、日米安保を再検討し ている。その際重要なことは、非対称性とは必ず しも「不平等性」を同じではない、ということで ある。

第2章「対称性へのバランス・シート」では、「対称性を求める」戦後日本外交の軌跡をフォローしている。我部氏によると、第2次世界大戦前に結ばれた日英同盟や日独伊三国同盟は、日本の領域外における権益拡大を求める、「外向き」「攻撃」的性格を有していた。これに対し戦後の日米安保は、有事の際にアメリカの軍事力に頼ろうとする点で「内向き」「防衛」的である(5条事態の想定)。しかし、「極東の安全と平和」のためとするアメリカからすれば、それは「外向き」で「攻撃」的なのである(6条事態の想定)。

アメリカは、在日米軍削減と自衛隊増強がコインの表裏であることを理解する親米的な長期安定政権を求めていた。「相互性」というよりも、「補完性」が強調されたのであり、60年安保闘争により退陣を余儀なくされた岸信介首相は、そのことをもっともよく理解していた政治家であった。

第3章「安保は日本外交をどう変えたか」において我部氏は、同盟国の間には、「巻き込まれる」と「巻き込む」という2つの心理が表裏一体で存在する、と指摘する。日本は自国の防衛をアメリカに依存する点でアメリカを「巻き込む」立場だが、アメリカに基地を提供するという点では「巻き込まれる」立場となる。米軍によって日本が守られていると考える日本の保守層は、「巻き込まれる」ことよりも「捨てられる」ことを恐れてき

た。

アメリカは韓国や東南アジア諸国に比べて、日本を「温床」に置いてきた。日本はその中で、外交感覚を持ち合わせない「甘やかされた」経済大国となっていった。経済的繁栄が保障される限り保守政権は長期化し、外交は対米追随を続ければ問題ないとされたのである。

第4章「日米安保はどう変わるか」で著者は、1997年の新ガイドライン、そして1999年の周辺事態法により、米軍は堂々と事前協議制を無視してよいこととなり、「周辺事態」の際に米軍の補完的役割を果たす日本を作り出した、と論ずる。こうしてアメリカは、アジア太平洋の同盟国に対して防衛コミットメントを円滑に実行できるようになったのである。

「おわりに」において我部氏は、ソ連の自壊以降、アメリカは唯一の超大国ではあったが、覇権国ではなかった、と規定する。「多くの国がその国を支持し、自国の国益のために、その国を中心とした秩序に参加していくような国」である覇権国の定義にてらした場合、アメリカは覇権国である。そりた場合、アメリカは「普通の超大国」である。そりて9・11以降、アメリカは「普通の超大国」へ急速に転換している。そうした転換の中で日米安保を考え直すとは、対等に軍事力を寄せ合うことではなく、非対称性から、日米関係の現実に対応した対称性を創造していくことである、と我部氏は言う。

9・11テロ以前なら、美しい砂浜に誘われて水辺を歩いていると、キャンプ・シュワブと民間地の境界に気づかないまま基地に足を踏み入れてしまうこともありえた。我部氏は、アメリカ開拓時代に大西部に作られた駐屯地のように赤茶けて荒涼としたキャンプ・シュワブに出入りする辺野古の人々を、ネイティブ・アメリカンの姿と重ね合わせている。

アメリカの幼稚園でアメリカ的価値観で育てら

れた我部氏の子息は、沖縄に戻って基地のフェンスを初めて目の当たりにし、「公平じゃない」と叫んだ。一方、父親である我部氏にとって、基地のフェンスは「境界の柵」以上の存在であった。フェンスの向こう側は、芝生と木々に囲まれた高い生活水準の家が点在している。しかしフェンスのこちら側は、米軍車両が吐き出す排ガスとアスファルトの熱に包まれた貧しい生活空間があった。本書の「はじめに」と「おわりに」で展開された境界をめぐる印象的な考察は、日本とアメリカを、そして米軍基地と周辺住民を隔ててきた「非対称性」それ自体を象徴しているのかもしれない。

以上、駆け足で両書の内容を要約してきた。両書は、在日米軍に考察を特化するか、日米安保体制そのものの特質を対象とするか、という点で違いはあるものの、それまで秘密とされてきた米国政府文書の緻密な検討を基にしながら、読みやすい新書の形で刊行された点で共通性がある。最後に、いわゆる「沖縄問題」の大部分を構成し、それゆえ両書で共通の関心事となっている、米海兵隊の撤退の可能性に関する両書の見解を見ておこう。

梅林氏は、沖縄の第3海兵遠征軍は、他の2つの海兵遠征軍とくらべて規模も小さく、戦闘面における位置づけが低いことを指摘する。装備、糧食の事前集積体制が維持され、海兵隊員を空輸によって急派できる今日、「距離の要素」はきわめて小さくなっている。しばしばアメリカ側から提起される「力の空白」「ビンの蓋」論は本末転倒であり、財政こそ最大の理由であると指摘する。すなわち、日本のサポートは年額6500億円に達し、米軍駐留費の70%をカバーし、米国内に置くより日本に軍隊を置くほうが安上がりになっている。

沖縄に海兵隊を前進配備する軍事的理由はなく、 本質は財政的理由であり、日米関係にかかわる政 治的理由である。梅林氏は、日米安保条約の「極 東の範囲」に関する政府見解を基準にして、在日 米軍の活動自体を点検し、条約外の任務を行って いる米軍部隊を撤退させたとき、在日米軍はどれ だけ削減できるかを試算したところ、空軍を中心 として日本全体で約1万人、沖縄で約3000人を残 して、在日米軍全体では5分の1、沖縄の米軍だ けで8分の1に削減できることを明らかにした。

我部氏もやはり、現実的な海兵隊不要論を展開する。アメリカには思いやり予算、沖縄には経済振興策という名のばらまき行政を惰性的に続ける日本政府の姿勢を、我部氏は鋭く批判する。その上で、兵員数にして在沖米軍の63%、施設面積にして約75%を占める海兵隊をグアム以東に撤退させることこそ、現時点での最も効果的な解決策であると提言する。湾岸戦争、アフガニスタン攻撃よって、海兵隊は「張り子の虎」であることが明らかとなった以上、尚更のことである。

私事にわたるが、評者は、2002年10月、3日間をかけて嘉手納、普天間、キャンプ・ハンセンといった在沖米軍基地を訪れ、担当の軍人から直接話を聞く機会があった。日本側の研究者からは海兵隊撤退の可能性について何度か質問が出たが、総じて米軍側の見解は、否定的なものであった。地元の新聞記者の話によれば、在沖米軍内部にすら海兵隊不要論を唱える軍高官も存在するとのことだが、現に沖縄に駐留する米軍の撤退を構想する者の前には、乗り越えねばならない厳しい現実が立ちはだかっていることを、肌で感じた。

沖縄が本土に復帰して30年たったが、1995年の 米兵による少女暴行事件が端的に示す通り、日米 安保体制と沖縄が抱える難題は山積みのままであ る。両書が示したように、あくまで変化する国際 環境の認識と米軍の世界戦略の動向を正確に見据 えたうえで、在沖米海兵隊撤退の可能性を提起す る知的挑戦は、今後もますます必要とされていく だろう。 書評

池田香代子再話 (C.ダグラス = ラミス対訳) 『もし世界が100人の村だったら』 (マガジンハウス、2001年)
 池田香代子&マガジンハウス編『もし世界が100人の村だったら2』 (マバジンハウス、2002年)

上 村 英 明 (恵泉女学園大学助教授、市民外交センター代表)

「われわれは現世代において、邪悪な人々の悪行よりも、むしろ善良な人々のあきれるばかりの沈黙を、 嘆かわしく思わなければならない。」(マーチン=ルーサー=キングJr.)

問題を「分かり易く」市民に説明し、問題の解決に向け市民の関心を自発的に動員することが米国型「民主主義」の基礎だと仮定すれば、『もし世界が100人の村だったら』は、世界を「分かり易く」イメージさせ、そこに横たわる問題を人びとに知らしめ、何らかの行動を惹起するという点で、その典型のひとつだと断言できるし、その意味で高い評価を与えるに値するだろう。まず、これが本稿の前提である。

1. 『もし世界が100人の村だったら』の背景と内容

さて、『もし世界が100人の村だったら』および 続編というよりも解説書である『もし世界が100 人の村だったら2』を評価する前に、2冊の本が 生まれた背景を紹介したい。

最初の本『もし世界が100人の村だったら』(以下、最初の本あるいは「100人の村」)は、いわゆる「ネットロア」から生まれた作品である。「ネットロア」とは、「インターネット・フォークロアー」

の略で、ある人物から送られたEメールが、転送 に転送を重ねて行く内に、サイバー・スペースの 中で形作られたもので、現代の「民話」ともいえ る。とくに、この「ネットロア」は、「9.11事件」 が起きた後の2001年9月下旬に日本のサイバー・ スペースに「ある学級通信」として流れるように なった。当時、米国によるアフガニスタン攻撃の 危機が高まり、10月8日には空爆が開始される中、 これに反対あるいは違和感をもつ人びとによる主 張のひとつが「テロに対する報復よりも、テロの 背景にある不平等な構造をなくそう」であった。 この「ネットロア」は現在世界に存在する不平等 をきわめて「分かり易く」説明している点で、こ うした平和志向の人びとの関心を高め、その結果、 池田香代子による再話、ダグラス=ラミスによる 対訳としてマガジンハウス社から2001年12月に出 版された。最初の本がいかに大きな役割を果たし たかは、手元にある本書がわずか2ヵ月後の2002 年2月6日付けで第8刷を記録していることでも 理解される。

まず、最初の本は、世界の人口63億人を100人の村に縮めると仮定した上、その現状を以下の7項目にわたる数字で示している。

「52人が女性・48人が男性」、「30人が子ども・70人が大人、その内7人が年寄り」、「90人が異性 愛者・10人が同性愛者」、「70人が有色人種・30人が白人」、「61人がアジア人・13人がアフリカ人・13人が南北アメリカ人・12人がヨーロッパ人・残りが南太平洋地域の人」、「33人がキリスト教徒・19人がイスラム教徒・13人がヒンドゥー教徒・6人が仏教徒・5人がアニミズム・24人は他の宗教を信じるか無神論」、「17人は中国語・9人は英語・8人はヒンディー語とウルドゥー語・6人はスペイン語・6人はロシア語・4人はアラビア語をしゃべり、残りはベンガル語・ポルトガル語・インドネシア語・日本語・ドイツ語・フランス語などをしゃべる」

そして、「100人の村」の核心は、次の9項目の 数字を使って、「村」の異常なまでの不平等さを 「分かり易く」表わしたことだ。

「20人は栄養不良で、1人は死にそうだが、15 人は太りすぎ」、「すべての富のうち、米国人6人 が59%を所有し、残りの74人が39%、そして20人 が2%を分けあっている」、「すべてのエネルギー のうち、20人が80%を使い、残りの80人が20%を 使っている」、「75人は食べ物の蓄えがあり、雨露 をしのぐところがあるが、残り25人はそれらをもっ ていないし、また17人は安全な水を飲めない」、 「銀行に預金があり、財布にお金があるのは、最 も豊かな8人」、「自分の車を持っているのは7人」、 「1人が大学教育を受け、2人がコンピューター を持っているが、14人は文字が読めない」、「48人 は、いやがらせ・逮捕などに怯え言論の自由を奪 われている」、「20人は空爆・襲撃・地雷による殺 戮あるいは武装集団のレイプ・拉致に怯えている」、 「1年に、1人が亡くなるが2人の赤ん坊が生ま れるので、次の年には村の人口は101人になる」

(以上、内容を要約) ......... そして、この「ネットロア」は以下のように結ばれている。「もしもたくさんのわたし・たちが/この村を愛することを知ったなら/まだ間にあいます/人びとを引き裂いている非道な力から/この村を救えます/きっと」

刊行後、再話をした池田香代子のもとには、多くの読者から「世界がこんなだとは知らなかった」、「自分が恵まれていることに気づいた」、「わたしにできることはなんでしょう?」と多くのメールが寄せられ、また、印税収入を中心に「100人村基金」が設立され、アフガニスタンやパレスチナへの支援が行われている。

2. なぜ『もし世界が100人の村だったら2』は 出版されたのか

最初の本が、朝日新聞の「天声人語」にも取り 上げられ、ミリオンセラーとなる中、2002年6月、 池田香代子、ダグラス=ラミスに、池澤夏樹など を加えた新たな執筆陣で『もし世界が100人の村 だったら2』(以下、二番目の本)が刊行された。 理由は一読して簡単に理解できる。最初の本の 「限界」を、可能な限り補完するためである。最 初の本の「分かり易さ」は、実は、異常なまでの 「単純化」によるところが大きい。しかし、「単純 化」による世界の認識は、ブッシュ大統領がアフ ガニスタン攻撃に際して用いた「文明対野蛮」と いうスローガンと同根ともいえる。つまり、最初 の本の「単純化」によって発現された読者の意識 をより平和志向の世界認識につなげようという執 筆者たちの「苦悩」が二番目の本の特徴といえる だろう。具体的には、この「ネットロア」の原点 となったドネラ=メドウズの新聞エッセイの正確 な紹介、最初の本に引用された数字の根拠と背景 を明らかにする検証、そしてこの怪しげな軍事化 の時代に懸念をもつ池澤夏樹、ダグラス=ラミス、 大野健一、黒崎伸子の4人の短いエッセイが、二

番目の本の主要な内容である。

まず、100人の村のオリジナル版の作者は、環境および人口問題の専門家としてローマ・クラブに参加し、1972年に出版されて時代の脚光を浴びた『成長の限界』(1) の共著者のひとりドネラ=メドウズ (Donella H. Meadows) であった。彼女は、1990年に米国の新聞コラム用に連載原稿を書き始めたが、5月31日付けの新聞に書いた「村の現状報告」だけはのちにこれをまとめた本に収録されなかった。それを惜しんだスタンフォード大学のフィリップ=ハーターがこのコラムをデータ化して友人に送ったのが、「ネットロアの旅立ち」だと紹介されている。

二番目の本はメドウズのオリジナル版を丁寧に 紹介するが、ここで感じるのは、世界の人口の2 %しか利用できないというコンピューターを通し て形成された「ネットロア」へのむしろ違和感で ある。そのオリジナル版は、「100人の村」ではな く、「1000人の村」の現状報告で、メドウズは、 環境問題の専門家らしく、貧困ばかりでなく広義 の環境に関する数字をいくつも織り込んだが、そ のほとんどは「ネットロア」の成長過程でことご とく切り捨てられた。例えば、麻疹やポリオなど 予防できる感染症にかかっている子ども、エイズ ウィルスの感染者、森林の激減と砂漠化の急激な 進行、肥料の使用による収量の格差と環境汚染、 兵士・教師・医師の数と軍事費・教育費・医療費 の比較、核兵器の数・管理と廃棄物問題である。 つまり、このネットロアの無数の「作者」たちに はこれらの問題は関心が薄く、彼ら・彼女らはむ しろ貧困と格差を強調することでこのネットロア を完成させていった。

そして、「100人の村」の数字の根拠と背景が、 国連や国際機関などの数字を詳細に分析して明らかにする作業が続く。この第二の作業によって、 ネットロアの作者たちが、実はどこの「国」の住 民だったのかが明らかになることが興味深い。例 えば、人口の男女比、同性愛者と異性愛者の比、 富の偏在などに関する数字が米国のデータをもと に計算されたであろうことが強く推測される。言 い換えれば、このネットロアの作者の多くあるい はかなりの部分が米国人か米国の数字で世界を表 わすことに違和感を感じない人びとだったという ことだ。

さらに、二番目の本は、4人のエッセイに移る が、それぞれの筆者の「100人の村」に関する評 価は微妙に違っている。池澤は、「9.11事件」後 の戦争と平和の危険な関係に言及したのち、たく さんの人がこの本を読むことはよいことで、この 本に現れた考え方が、長い目でみれば戦争の防止 に役立つと言い切っている。気持ちはわかるが、 後述するようにやや能天気な考え方だ。評者のよ うにマイノリティや先住民族を扱ってきた者がい やというほど出合った「知らなかった、私にでき ることは何でしょう?」と気安く発言する「人の いい侵略者や抑圧者たち」が戦争あるいは目に見 えぬ戦争を無邪気に進めてきた歴史がすっかり忘 れられているからだ。この点、ダグラス=ラミス はこのネットロアの限界を最もよく理解している。 100人の村と単純化したことで、地球上の多くの 多様性やマイノリティの存在が切り捨てられたこ と。この村の不平等がなぜ起きたかについて、ブッ シュ大統領が「テロ」の起きた理由をきちんと説 明しないのと同じように、何の言及もなされてい ないこと。1972年にメドウズをはじめローマ・ク ラブが「無限の経済成長神話」に強い警鐘をなら し、『成長の限界』が世界28カ国で翻訳され数百 万部を売ってミリオンセラーになったにも拘わら ず、この21世紀のはじめにその神話は経済のグロー バル化の中で無傷に生き残っていること。(2) そし て、もう間に合わないかもしれないという気持ち の中で、ひょっとしたら存在するかもしれないわ ずかな可能性にかけて彼はこの仕事を引き受けた と告白している。他方、大野は、視点を途上国に 取って、グローバル化の中での途上国が抱える難 しい問題、複雑な状況を先進国の人間は自分のこ ととして悩むことが大切だと論じながら、この本 には注意しなければならない点があることを指摘 している。つまり、「100人の村」の貧困や抑圧を 無くすために、「豊かな」国の人びとはその「よ いもの」を安易に「貧しい」国に導入すべきだと 思ってはいけないという論調である。最後に、 「国境なき医師団」のメンバーとしてスリランカ で活動した黒崎は、社会科学的な視点ではなく、 外科医としての活動体験を紹介する。そして、む しろ一読者の立場から、このNGO体験を通じて 本に描かれた矛盾に満ちた「100人の村」を実感 できたとまとめている。大野と黒崎のエッセイか らは、マガジンハウスの企画者たちが、最初の本 を読んで何かをしたいと考えている読者たちに無 邪気な抑圧者にならぬ方法として、途上国でのボ ランティアを示唆、誘導している、よくある導線 も一目瞭然に見ることができる。

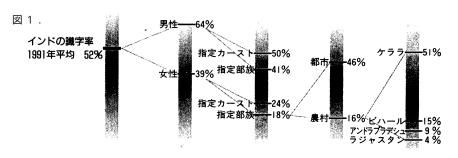
# 3. ダグラス = ラミスの問題提起をもう一度考える

さて、評者がここで行いたいことは、ダグラス = ラミスの問題意識をもう一度掘り下げて、この二 冊の本をどう批判的に次のステップに繋げられる かという課題を考えてみることだ。別の言い方を すれば、最初の本の大きな矛盾 (米国型「民主主義」の問題のひとつ)を、二番目の本が成功した とは思えないその補完作業 (日本型「平和主義」の問題の一側面)を分析しながら、考えてみることにしたい。

#### 1)「単純化」の問題点と細分化の新たな視点

まず、最初の本がもつ、統計数字を極端に単純 化することによって問題を説明する手法は、「分 かり易さ」を高める一方で、社会の多様性や少数 派を切り捨て現実の複雑さを逆に読者から大きく 遠ざけてしまった。この問題を視野に入れて、二 番目の本は、数字の根拠を徹底検証するという作 業を行ったが、それは戦略的に正しかったのだろ うか。結論からいえば、数字の検証は、「正しい 数値探しゲーム」としてはおもしろいが、「100人 の村」が切り捨てた本質を読者に伝えるものには なっていない。例えば、最初の本は、「100人の村」 では、70人が有色人種で30人が白人であるとし、 二番目の本は、この数字が1950年代の統計数字を 使いながら、ヨーロッパ・北米・オセアニアの 「国」に住む人をすべて「白人」、アジア・アフリ カ・南米の「国」に住む人すべてを「有色人種」 とみなすという、最初の本が採用した「国家主義」 的な荒っぽい手法を明らかにする。しかし、二番 目の本は、この手法を厳しく批判することなく、 各大陸・地域での人口増加のペースが違うとして、 現在ならば、「有色人種」82.5人、「白人」17.1人 として人口爆発の問題を取り扱う。失敗だったと 断言したい。「9.11事件」を受けて平和志向に最 初の本の読者を誘導したいのなら、欧米にも「有 色人種」が住み、アジア、アフリカにも「白人」 が住むという注意書きから一歩踏み出して、1990 年代以降のグローバル化の中で、移民、難民、人 身売買、外国人労働者として国境を越えている人 びとが急激に増大し、多民族化・多文化化が進行 する中で、「9.11事件」以降とくに各国が「テロ 対策」という名目で実施している人権侵害政策を 別種の数字を使ってでも分かり易く説明すべきで あっただろう。

そして、この視点からの統計改善の試行は、現在国際機関でも真剣に議論されているところだ。1990年に「人間開発指標 (Human Development Index = HDI)」を導入した「国連開発計画 (UNDP)」は、統計数字が悪用されず、逆に現実問題の解決により有効に作用するよう「剥奪の視点」と「不平等の視点」を加えた細分化できるデータ収集に努力しつつある (表 1)。図 1 は、「UNDP人間開発報告書2000』 (3) で実験的に試みられた統計だ



ラジャスタン州の 農村に住む 指定部族の女性の 識字率は4%

インドでは100%の識字率達成の課題に取り組むうえで、この手法が役立つ。1991年の時点では7歳以上の人口の52%が識字能力をもっていた。しかしデータを性別、いくつかのカースト、都市・農村によって分解した結果、農村に住む指定部族の女性が極端な剥奪状況に置かれていることが明らかになった。1991年のこのグループの識字率は、わずか16%だった。さらにこのグループに焦点を当て、州別に分解してみると、成果の大幅な開きが鮮明になった。ケララ州では、1991年に農村に住む指定部族の女性の識字率は51%で、全国平均とほぼ同水準だった。しかし一部の州では15%をさらに割り込み、ラジャスタン州ではわずか4%であった。人権の原則は、これらのグループの極度の剥奪状況に取り組む政策を要求していいる。

(『UNDP人間開発報告書2000』、143頁)

が、1991年のインドの成人識字率51%をいくつかの社会グループに分けて細分化し、「国家主義」的な統計の問題点を改善しようとしたものだ。人口10億のインドの識字率が平均52%だとしても、その中の差別や格差によって、先住民族である「指定部族」出身でラジャスタン州の農村に住む女性の識字率はわずか4%に過ぎず、性別や民族差別、地域差がいかに大きな影響を多様な形で与えているかが理解される。逆にいえば、「単純化」はさまざまな意味を捨象して、インドには全般的に文字を読み書きできない人が多いという印象を与えるにすぎない。

二番目の本の数字の検証作業が、残念ながら、 大陸別、地域別、国別の統計からの補完であって、 女性以外では、社会グループをさらに掘り下げて 多様性を表わす努力をしなかったことには反省の 余地があるだろう。

#### 2)「貧しさ探し」の背後に潜む「貧しさ」

つぎに、不平等の原因が説明されない問題には 根深い背景があるが、ダグラス = ラミスはその問 題が「資本主義産業システム」への動員や無限の

#### 表 1. UNDPによるHDI評価の枠組み

平均の視点 剥奪の視点 不平等の視点 ある 国内平均は 誰が最も剥奪されて 格差はどのくらいか どのくらい 一時期 いるか ・最貧困層20%と最富福層 所得断層(五段階) 20%の所得 ジェンダー ・女性と男性 地域 ・最も貧しい地域と最も豊 ・農村・都市 かな地域 ・民族 ・農村と都市 教育レベル ・最も貧しい民族と最も豊

かな民族 ・教育を全く受けていない 人々と高学歴の人々

ある 国内平均は 最も剥奪された社会 社会グループ間の格差はど 一定 どのように グループはどの程度 のように変化したか - 格差 期間 変化したか 前進したか は開いたか、狭まったか

(『UNDP人間開発報告書2000』、141頁)

経済成長神話と大きく関連していることを簡潔に説明している(二番目の本、106~109頁)。その指摘が「開発」問題の原点に鋭く触れているので、この点をやや補足をしなければならないだろう。問題を要約すれば、われわれは、「豊かさ」や「貧しさ」に関する数字を見るとき、なぜ「豊かさ」や「貧しさ」が数字化できるのだろうか、そして「貧富の格差」という問題意識がいつ始まったのだろうかという意地悪い二つの質問をつねに頭の隅においておく必要がある。二番目の本は、世界の所得格差が広がってきたとして、1960年と

1998年間の所得格差を比較したHerald Tribuneの統計を紹介し、世界銀行とUNDPの資料を解説する (二番目の本、70~71頁)。忘れてならないことだが、20世紀前半までの帝国主義・植民地主義の時代、宗主国と植民地の貧富の格差やその動向の測定などまじめな政治問題とされることはなかったと断言できる。いつ、そして、誰が提起したのか。それが「貧しい」国の政治家や民衆ではなかった点に注意を向ける必要がある。

ダグラス = ラミスが指摘するように、それは米 国大統領トルーマンの1949年1月の就任演説に始 まり (二番目の本、106~107頁)、それを急速に 加速化したのが1961年に成立した同じく米国のケ ネディ政権であったことをこの種の本を読む読者 は知らなければならない。つまり、最も「豊かな」 国の最も「豊かな」人びとが、世界中から「貧し さ」をなくさなければならないとまず声を挙げた 事実だ。例えば、ケネディが政権の座に着くと、 1961年には新設されたばかりの「経済協力開発機 構 (OECD)」内部に「開発援助委員会 (DAC)」 が設置され、同じ年、国連は9月に国連総会で行 なわれたケネディ演説を受けて「(第1次) 国連 開発の10年 (United Nations Development Decade)」 をスタートさせ、また、米国にはのちに日本の 「青年海外協力隊」のモデルとなった「平和部隊 (Peace Corps)」が創設された。そして、翌1962 年には自由経済を拡大するために、米国内では 「通商拡大法(Trade Expansion Act)」が制定され、 国際的には「ケネディ・ラウンド (Kennedy Round)」と呼ばれる関税一括引下げ交渉が開始 された。その後も、1964年3月には「国連貿易開 発会議 (UNCTAD)」が国連内部に設置され、 1966年1月には、1959年に途上国援助を目的とし て設立された「国際連合特別基金」がUNDPとし て再スタートした。

もちろん、こうした政策の裏には、1960年に 『経済成長の諸段階』(4) を刊行し、ケネディ政権 下でブレインとして活躍した「近代化論」の理論家のひとりW.W.ロストウがいたことを忘れてはならない。なぜ、「100人の村」のような本が貧富の差を測れたり、1960年との格差の動向を比較できるかといえば、1960年代初頭前後に「近代化論」者を中心に「貨幣経済・市場経済」の尺度で先進諸国との経済的落差を測る試み、いわゆる「貧しさ探し」が始められたからに他ならない。(5) もう一歩そのなぜを追求すると、そこに現れる事実のひとつは、軍事問題の視点である。

トルーマン政権からケネディ政権までの時代、 米国が第二次世界大戦時の武器貸与に関して500 億米ドルという膨大な負債を抱え、冷戦下の自由 主義陣営確保のための武器供与に多額の軍事予算 をつぎ込んでいた事実である。負債の返還にはと くに欧州の経済復興が不可欠であり、武器供与問 題を解決するためにはそれを武器貿易の形態に転 換することが必要であったが、そのいずれにも途 上国の購買力の拡大、いわゆるこうした国々の貨 幣経済という視点での経済発展が重要な鍵を握っ ていた。(6) 極端に意地悪な言い方をすれば、米国 は自らの「偽りの豊かさ」を守るために途上国に おいて「貧しさ探し」を始めたと評価することが 可能で、1945年欧州を中心とする戦災国の経済復 興や経済の安定化を目的に、ブレトン・ウッズ協 定によって設立された 「国際復興開発銀行 (IBRD)」(いわゆる世界銀行) や「国際通貨基金 (IMF)」がその後途上国の開発支援にその重点を スライドさせる事実、あるいは、1948年にヨーロッ パの復興援助の目的で設置された「欧州経済協力 機構(OEEC)」が1961年のOECDに改組された事 実は、これを象徴的に物語っている。こうした意 味での「貧しさ探し」に関する胡散臭さに関して は、大野のエッセイが途上国の視点からこれを端 的に指摘しているが、こうした世界の「構造」が さらに分かり易いスタイルで紹介されなかったこ とはやはり不満の残るところだろう。それは、現

在のグローバル化と「貧困」の問題にもつながる 構造だからである。

3)「豊かな」国の「貧しさ」が問われないとい う不平等な視点

しかし、大野のエッセイは、途上国の「貧しさ」が慎重な検討を要する難しい概念であることを説明する一方で、先進国の「豊かさ」が同じ問題を有しており、「100人の村」に関する二冊の本がこれを想像する糸口すら与えていない問題には無関心である。

例えば、すべての富の59%を持つ6人がすべて 米国人であるという記述は、あたかも米国人すべ てが「豊かな」国民だという重大な幻想と誤解を、 コンピュータが普及し、出版事業の盛んな米国自 身を含めた先進諸国にばらまくことになる。世界 63億人の人口を100人に縮めたのだから、6人は 3億7800万人にあたり、これは米国の人口2億 7200万人をすべて含む計算になるからだ。そして、 この「豊かさ」へ羨望が「9.11事件」で米国が 狙われた理由だという、ここ数年何度も聞かされ た米国人の無邪気で単純化された認識につながっ ている。しかし、次の数字を紹介しておかなけれ ばならない。2000年現在米国には約350万人のホー ムレスが生活しており、その内約135万人がホー ムレス・チルドレンであると推計されている点で ある。(7) やや事態を過小評価している米国教育省 の統計によっても、1997年に84万1721人だったホー ムレス・チルドレンは2000年には92万8429人に拡 大し、その65%、つまり約60万人が小学生以下の 子どもたちである。(8) また別の統計では、米国、 オーストラリア、カナダでは、家庭崩壊や十代の 妊娠などで生じた母子家庭の子どもの約50%が1 日1ドルのいわゆる「貧困ライン」で生活してい るといわれている。(9) 単純な比較になるが、350 万人のホームレスは、アイスランドやクウェート などの全人口を凌駕し、ニュージーランド、ウル グアイ、コスタリカなどの全人口に匹敵する数で ある。また、135万人の米国のホームレス・チルドレンに比べれば、最近その問題が深刻化してきたといわれるベトナムのストリート・チルドレンは全体で5万人、モンゴルのそれは4000人と推定されており、それらの数字はやや色あせる感がある。さらに、メドウズが「1000人の村」で取り上げたような環境劣化に関する数字のいくつかも先進諸国の「豊かさ」の実態を見抜く力をもっている。ともかくも、こうした点で先進国の「豊かさ」の胡散臭さに関する指摘も、二番目の本の構成には不可欠なはずであっただろう。

4. 最後に - 先進諸国社会の「構造」や「原理」 をもう一度見直す作業

池田やダグラス = ラミスが、この「ネットロア」を「9.11事件」に対する問題提起として再話し、刊行した今日的な意義を認めた上で、あえて評者は、上述の視点から内容や構造を思い切り再構成する必要性を提起したい。なぜなら、それを「100人の村」とその「まじめな」解説書とした現在、二冊の本はその問題認識も、問題提起の仕方も基本的に米国型の大衆民主主義の手法によるものであり、こうしたタイプの大衆民主主義が平和主義の深刻な脅威となりつつある時代には、ある意味で危険な存在になりうるからだ。他方、戦争はよくないと平易に考える伝統的な日本の「平和主義」の深刻な問題は、「構造的暴力」の認識が弱く、本来ならば闘わなければならない「敵」すら見失いがちなことも再認識させられた。

「9.11事件」に対し、ブッシュ政権と異なる道を選ぶには、「世界の不平等」を知り、抽象的に「村を愛する」だけでは致命的に不十分である。同時に、先進国の「豊かさ」の偽りや「民主主義」の軽薄さや危うさがきちんと議論され、認識されなければならない。つまり、「豊かさ」をイデオロギー的に約束する市場経済が生み出す「貧しさ」や「民主主義」社会の中に上手に織り込まれた

することでしか、衆愚政治への扉を開いてしまった大衆民主主義を超える道はないように思われる。 (うえむら ひであき)

「国家主義」や「原理主義」を見抜かなければ、 「世界の不平等」を「単純化」で知った人びとの 行動は、むしろブッシュ政権支持に回ることにな るだろう。それを見越して、ブッシュは、2002年 1月30日に大統領令を発して、ケネディが創設し た「平和部隊」を強化し、「自由部隊 (Freedom Corps)」を新設することを決定した。2003年度予 算案で5億6000万ドルが新たに計上される。「平 和部隊」強化の内容は、米国人ボランティアのイ スラム諸国派遣を強化し、その地域の開発・教育 支援を通して、「米国の真の価値を途上国に直接 示す」ためである。その一方で、新設される「自 由部隊」の中核の活動は、テロからの本土防衛を 目的に、国内における警察への協力、テロ情報収 集、隣人監視、緊急事態への対応に当てられる。 (10)「わたしに何ができるでしょうか」と問う人 びとを国家が「平和」や「民主主義」を旗印に準 軍事組織に動員する、あるいは、非暴力なボラン ティアや準NGO組織で軍事力の行使と同じこと をさせる青写真はすでに描かれている。池澤の期 待は、残念ながら、そう簡単には実現しそうもな LI.

池田は、二番目の本で「地球全体のことを考えて、身近なところでなにかをしよう」(Think global, act local)という言葉を引用し、これを最初の本の集約だと位置付けている(二番目の本、7~8頁)。しかし、1990年代を席巻したこの言葉は、世界認識の「単純化」が進行する現在、すでに危うい言葉だ。残念ながら、過去も現在も世界のそれぞれの問題は複雑で、ときには難解でらある。それを「単純化」すれば、人はその本質をいとも簡単に見逃しやすい。むしろ、今人びとに問われていることは、「難しいけれども、具体的事例に則して地球全体のことを考え、そして、身近なところで自らの社会の権力構造をしっかりと意識しながら何かをする」ことではないだろうか。容易ではないけれども、そうした視点で行動

補足:二番目の本で、びっくりしたことがあった。 エッセイを寄せた黒崎伸子によれば、2001年4月 ~ 7月までのわずか4ヶ月間の「国境なき医師団 (MSF)」のボランティア活動に関し、彼女が外 科医師として働いていた国立の医療機関では「休 職」が認められず、辞職せざるを得なかったとい うことだ。上司は、NGO活動に参加するならば、 辞職するよう言い渡したとある(二番目の本、 135頁)。1991年の湾岸戦争時の医療救援でも、国 公立、私立の医療機関でこうした対応があり、 NGO活動に無念の涙を飲んだ多くの医療関係者 の話を聞いたことがあるが、国際協力やボランティ ア活動を日本政府自らが積極的に奨励する21世紀 に、国立の医療機関が古臭い人事院規程に拘束さ れているとは「噴飯もの」を通り越してきわめて 深刻な政治問題だろう。国際協力の関係者が、自 分の社会あるいはその権力構造にいかに無関心で 無知かを極めてシンボリックに表わしている。こ の点に関して、最近知った同種の問題をもうひと つ指摘しておきたい。それは、「青年海外協力隊」 の応募規定に依然として「国籍条項」が残ってい ることである。「国際協力事業団 (JICA)」が窓 口として募集するこのボランティアの応募資格に は、満20歳~39歳までの日本国籍を有するものと 明確に「国籍条項」が規定されている。永住資格 をもつ在日コリアン4世の青年が問い合わせたと ころ、国籍国である韓国で同種の組織に応募すれ ばよいと断られたそうだ。「国籍条項」の撤廃は われわれ人権NGOが長年取り組んできた国際的 な課題だが、これを読まれた国際協力関係者には、 大きな人権運動になる前に早急な改善をJICAに 伝えていただきたい。国際協力は、決して狭隘な 「国益」のためでも、人権侵害を前提とするもの

でもないはずだからである。

註

- (1) ドネラ=H=メドウズ他 (大来佐武郎訳) 『成長の限界:ローマクラブ「人類の危機」レポート』ダイヤモンド社、1979年、参照。(See Meadows, D. H. al. ed., Limits to Growth: A Report for the Club of Rome's Project on the Predicament of Mankind, 1972.)
- (2) 1974年「ワールドウォッチ研究所(Worldwatch Institute)」を設立して地球環境問題に警鐘を鳴らし続けてきたレスター=ブラウン(Lester R. Brown)は、ブッシュ政権の京都議定書からの離脱を受け、2001年5月新たに「アースポリシー研究所(Earth Policy Institute)」を設立した。彼は、新研究所の創設にあたって、レーチェル=カーソンが『沈黙の春(Silent Spring)』を刊行して以来40年、「多くの戦闘でわれわれは勝利したが、戦争そのものでは敗北への道を進んでいる。(Many battles have been won, but we are losing the war.)」と述懐している。http://www.earth-policy.org/About/index.htm, January 13, 2003.
- (3) 国際協力出版会編 (横田洋三他監修)、『UNDP人間開発報告書2000 人権と人間開発』古今書院、2000年、143頁 (UNDP, Human Development Report 2000: Human Rights and Human Development, Oxford University Press, p.110, 2000)。
- (4) See, Rostow, W.W., Stages of Economic Growth: A Non-Communist Manifesto, Cambridge University Press, 1960. (ウォルト=ロストウ『経済成長の 諸段階 - ひとつの非共産主義宣言』ダイヤモン ド社、1965年、参照。) このタイトルからも明ら かなように、ロストウは、学生時代共産主義者

- であったが、のちには「国務省政策計画委員会議長」を1961年 (ケネディ政権)、1966年~69年 (ジョンソン政権) で務めた他、1951年~61年には大統領特別補佐官として、米国政府の共産主義「封じ込め政策」に大きな影響を与えた。
- (5) 例えば、「南北問題」という言葉も、1959年11月 世界銀行のインド調査団に参加した英国のロイ ド銀行頭取オリバー=フランクスが初めて使用 したものとされる。しかし、これも、「北」の資 本主義諸国にとり、「南」の経済開発が政策・戦 略上重要課題であると位置付けるものであった。 (村井吉敬「第三世界の時代」「世界を読むキー ワード4:世界臨時増刊』岩波書店、1997年4 月、52~53頁。)
- (6) この点、「100人の村」がそれを切り捨てたのに対し、「1000人の村」では、軍事予算が教育予算や医療費を大きく上回っていることがメドウズによって鋭く指摘されている。
- (7) National Coalition for the Homeless, NCH Fact Sheet No.2 - How Many People Experience Homeless?, September 2002, http://www.nationalhomeless.org/ numbers.html, January 3, 2003.
- (8) Planning and Evaluation Service ed., *The Education for Homeless Children and Youth Program:*Learning to Succeed, Volume II, Final Report 2002, U.S. Department of Education, October 2002, p.1.
- (9) 高榎尭「貧困と南北問題の内部化」『世界を読む キーワード4:世界臨時増刊』岩波書店、1997 年4月、146~147頁。
- (10) 毎日新聞 (朝刊)、2002年1月31日。この報道に よれば、米国政府は、毎年20万人の市民に最低 2年ボランティアとしての参加を求めている。

# 国際平和研究所購入図書一覧

(2002年5月1日~2003年2月28日)

文献表題	副題	著者	出版社
NGO大国インド	悠久の国の市民ネットワーク事情	斉藤千宏	明石書店
敗北を抱きしめて (上)	第二次大戦後の日本人	ジョン・ダワー	岩波書店
敗北を抱きしめて (下)	第二次大戦後の日本人	ジョン・ダワー	岩波書店
地域に生きる大学	ダイナミックな知の共同体をめ ざして	宇野重昭	山陰中央新報社
ひめゆり平和祈念資料館	OKINAWA JAPAN	ひめゆり平和祈念資料 館	ひめゆり平和祈念 資料館
農業という仕事	食と環境を守る	大江正章	岩波ジュニア新書
イワンのばか		トルストイ	岩波文庫
神よ、アフリカに祝福を		沼沢 均	集英社
森の生活 (上)	ウォールデン	H. D. ソロー	岩波文庫
森の生活 (下)	ウォールデン	H. D. ソロー	岩波文庫
「原爆の図」を論ず	丸木美術館 ブックレット2	ヨシダヨシエ・吉留要・ 小沢節子	丸木美術館
丸木俊さんを偲ぶ会	丸木美術館 ブックレット3		丸木美術館
丸木位里のことば		財団法人原爆の図丸木 美術館	丸木美術館
おきなわ 島のこえ	ヌチドゥタカラ (いのちこそた から)	丸木俊・丸木位里	小峰書店
みなまた 海のこえ		石牟礼道子・丸木俊・ 丸木位里	小峰書店
ひろしまのピカ		丸木 俊	小峰書店
とうろうながし		松谷みよ子・丸木 俊	偕成社
アウシュビッツの図		丸木位里・丸木 俊	丸木美術館
沖縄県読谷村における調査報告	高齢者の生活と「ゆいまーる共 生事業」	読谷村社会福祉協議会	読谷村社会福祉協 議会
沈まぬ太陽 1	アフリカ篇・上	山崎豊子	新潮文庫
沈まぬ太陽 1	アフリカ篇・下	山崎豊子	新潮文庫
沈まぬ太陽 1	御巣鷹山篇	山崎豊子	新潮文庫
沈まぬ太陽 1	会長室篇・上	山崎豊子	新潮文庫
沈まぬ太陽 1	会長室篇・下	山崎豊子	新潮文庫
国際社会と人権		水上千之	広島平和文化セン ター

文献表題	副題	著者	出版社
冷戦後の世界と米中関係		中辻啓示	広島平和文化セン ター
容赦なき戦争	太平洋戦争における人種差別	ジョン・ダワー	平凡社
マイノリティーの孤立性と孤高性		安村仁志	成文堂
西勝教授定年記念論文集		明治学院大学一般教育 部学会	
赤い吹雪	東京大空襲の記録	滝 保清	
反人種主義・差別撤廃世界会議 と日本		ダーバン2001	解放出版社
宗教に揺れるアメリカ	民主政治の背後にあるもの	蓮見博昭	日本評論社
ブラジル日系新宗教の展開	異文化布教の課題と実践	渡辺雅子	東進堂
個人通報制度って知ってる?	自由権規約選択議定書の実現をめざして	アムネスティ・インター ナショナル日本支部国 際人権法チーム	現代人文社
「女性国際戦犯法廷」	世界と日本の報道から	VAWW-NET Japan	VAWW-NET Japan
意見書・資料集	日本軍性奴隷制を裁く「女性国 際戦犯法廷」	VAWW-NET Japan	VAWW-NET Japan
裁かれた戦時性暴力	「日本軍性奴隷性を裁く女性国際戦犯法廷」とは何であったか	VAWW-NET Japan	白澤社
戦時・性暴力をどう裁くか	国連マクドゥーガル報告	VAWW-NET Japan	凱風社
戦犯裁判と性暴力	日本軍性奴隷性を裁く2000年女 性国際戦犯法廷の記録 Vol. 1	内海愛子・高橋哲哉	緑風出版
加害の精神構造と戦後責任	日本軍性奴隷性を裁く2000年女 性国際戦犯法廷の記録 Vol. 2	池田恵里子・大越愛子	緑風出版
「慰安婦」戦時性暴力の実態	日本軍性奴隷性を裁く2000年女 性国際戦犯法廷の記録 Vol. 3	金富子・宋連玉	緑風出版
「慰安婦」戦時性暴力の実態	日本軍性奴隷性を裁く2000年女性国際戦犯法廷の記録 Vol. 4	西野瑠美子・林 博史	緑風出版
女性国際戦犯法廷の全記録	日本軍性奴隷性を裁く2000年女 性国際戦犯法廷の記録 Vol. 5	松井やより 他	緑風出版
北東アジア世界の形成と展開		宇野重昭・増田祐司	日本評論社
21世紀北東アジアの地域発展		宇野重昭・増田祐司	日本評論社

文献表題	副題	著者	出版社
非戦		坂本龍一	幻冬社
辺境から眺める	アイヌが経験する近代	テッサ・モーリス = 鈴 木	すずき書房
サヨナラ、学校化社会		上野千鶴子	太郎次郎社
アメリカは変わったか?		本多勝一	週刊金曜日ブック レット
アフガニスタン祈りの大地		千田悦子	清流出版
ベ平連		鶴見良行著作集	みすず書房
北東アジア研究と開発研究		宇野重昭	国際書院
語り伝えよ、子どもたちに	ホロコーストを知る	S. ブルッフフェルド / P. A. レヴィン	みすず書房
世界がもし100人の村だったら		池田香代子 再話 C. ダグラス・ラミス 対訳	マガジンハウス
21世紀の核軍縮	広島からの発言	広島平和研究所	法律文化社
知らないと危ない「有事法制」		水島朝穂 編著	現代人文社
司法の崩壊	やくざに人権はないのか	目森一喜・斎藤三雄 [著]	現代人文社
入門国際刑事裁判所	紛争下の暴力をどう裁くか	アムネスティ・インター ナショナル日本支部国 際人権法チーム	現代人文社
戦争中毒	アメリカが軍事主義を抜け出せ ない本当の理由	ジョエル・アンドレア ス	合同出版
中国からの引揚げ 少年たちの記憶		中国引上げ漫画家の会編	(株)ミナトレナト ス
平和学がわかる		AERA Mook	朝日新聞社
「新しい戦争」時代の安全保障	いま日本の外交力が問われている	田中明彦 [監修]	都市出版
アジアとの出会い		鶴見良行著作集	みすず書房

# 読谷村役場寄贈図書

文献表題	副題	著者	出版社
読谷村史	第五巻資料編4戦時記録 上巻	読谷村史編集委員会	読谷村役場
読谷村史 (CD版)	第五巻資料編4戦時記録 上巻	読谷村史編集委員会	読谷村役場
三人の元日本兵と沖縄 渡辺憲 央氏寄贈「私の中の沖縄」パネ ル写真集	『読谷村史』第五巻資料編 4 「戦時記録」関係資料集	読谷村史編集室	読谷村役場
平和の炎 Vol. 8 第8回読谷村 平和創造展 - 平和郷はみんな の手で -	沖縄戦直前米軍資料全翻訳	読谷村役場 総務部 企画課	読谷村役場